

にもかかわらず、災害関係では、治山事業五カ年計画といふものの現在の状況といふものは、こういうことを踏まえて、緑の効用論等を踏まえてどの程度計画をされ、どの程度実施をされておるのか、お伺いをしたいと思います。

○藍原政府委員 治山事業につきましては、治山治水緊急措置法に基づきまして過去におきまして五カ年計画を順次やってまいったわけでございしますが、ただいま第五次の治山五カ年計画という計画期間に入っております。昭和五十二年度が初年度でございまして、この五カ年計画におきましては大体第四次の五カ年計画の約一・八倍の規模で策定しております。その計画額は一兆三百億円というようになっております。昭和五十二年年度並びに五十三年度、これは見込みでございすけれども、こういうものでこの計画に對しまして実行見込みを含めまして三千三百九十五億円ということになっておまして、この二カ年で進捗率は約三三・三％ということになっております。これは、この計画を立てましたときの平均の年伸び率が大体二九・九％でございすので、この二九・九％という進捗率に對しましては三三・三％ということで、第五次の二年目の見込みを含めましていまの段階では上回っておるといふふうにわれわれ考えております。

○野坂委員 第二次の五カ年計画、四十年から四十四年まで、これは大体五七・七％程度、第三次が六九・九％、第四次が五六・六％程度、こういうふうなことは理解をしておりますが、この治山事業といふものは、先ほど林野庁長官からお答えをいただきましたように、また確認をしていただきますが、いわゆる治山治水事業といふものは、どれだけ石の堰堤をつくるよりも緑の堰堤をつくれ、こう言うてあなたの方は強調されていらつしやるわけですから、そのことを一〇〇％実施することが、風水害の増大の防止とか、水資源の不足の充実の問題とか、そういうことに非常に効用を上げるわけですから、この第五次計画は完全一〇〇％実施、単純平均で年平均でまいると二年間で三三・三％

というのは、大体見通しとしてはこの第五次五カ年計画は一〇〇％実施をされる、こういうふうな理解をしてよろしくございすか。

○藍原政府委員 先生ただいまおっしゃいましたように、第四次の場合には総需要抑制というような問題がございまして、確かに一〇〇％の達成を見ておりませんでしたが、第五次につきましては、いま御説明申し上げましたように、二年次までで三三・三％というふうになって、順調な進捗率ではなからうかというふうになっておまして、今後いろいろ財政状況あるいは日本の経済状況の問題もございすけれども、私ども一〇〇％達成できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 こういうものは途中でまた災害が起きるかもしれない。緊急災害ということがあります。それはその計画に付加をされてやれると考へてもいいわけですか。その年度年度の予算の組み方と規模によつて、これが非常に乱高下をするという過去の実績がありますが、山は、農業のよりに、たとえば野菜をつくるように単年度ですぐにどういふ効果があるかということじゃなしに、国家百年の大計でやるわけでありまして、それについての見通しをきちんとしてもらわなければ、これからの山問題が、赤字問題等がいろいろありますが、非常に重要な要素を持つたろう。私はこういうふうな基本的な確認をしておきたいと思つてあります。その点については、長期の見通しの上に立つて、この第五次五カ年計画に緊急に災害が起きた場合は付加をするというふうなこと、長官としては、一〇〇％実施は約束をいたしました。こういう明言ができませんか。

○藍原政府委員 ただいま申し上げました五カ年計画の一兆三百億円の中には、この計画年度内に発生するであろうと見込まれる災害等も含めた計画になっております。したがって、よほど大きな災害がない限り、この計画の中でそれぞれの年度の災害にも対応していくという計画になっておりまして、できるだけ災害はない方がいいわけ

でございすけれども、私どもは、災害が出た場合にもこの計画の中で十分対応していく姿勢でおります。また、先ほど申し上げましたように、この五カ年の中でこの計画が達成できるように最善の努力はしてまいりたいと考えております。

○野坂委員 それでは、たとえば治山事業計画と同じように、その他の森林計画等その計画とお同じから進められる、こういうふうな考えでよろしくございすか。

十一一年なり四十八年に改定いたしました長期の見通し等々につきましては、確かに現時点におきまして乖離が生じていることは事実でございす。これは四十八年度に立てましたときがちょうど日本の経済の成長期でございまして、その後、高度成長から、いわゆる石油ショックを経まして安定成長という方向に向かつてまいりましたために、木材の需要という問題、これ自身が非常に変わつてまいりました。そういう観点から、四十八年度に立てました見通しが、現時点におきましては、冒頭申し上げましたような開きが見られます。そういう意味からも、これからの日本の経済全体がどういふ方向で行くのか、それから林業というものは長期の見通しを立てなければいけないという問題がございすから、短期的ないろいろな変動というものはあるにせよ、長期的にどういふ方向に行くのかというところを見通しまして、この改定を行うための所要の検討はこれから進めなければいけないというふうな考へております。たまたま四十八年に立てました時期が、日本の経済の一番大きな成長時期の最終点と申しますか、そういう時期、それから石油ショックを経まして安定成長の時期に変わりましたために、いま申し上げましたような乖離が出ておりましたけれども、そういうこれからの日本の経済のあり方並びにこれからの木材需要、こういうものを見きわめまして所要の検討を進めていきたいというふうに考へておる次第でございす。

○藍原政府委員 御指摘になりましたように、四

○野坂委員 いまのことを突っ込んでおるとあれですから、それでは後でまたこの問題を提起しますが、一応お話を聞きました。

○野坂委員 林野庁長官にしてはちょっと自信のない御答弁ですね。これからの需給のあり方なりそういう検討をされるわけですが、いままでの実績は、森林計画はどうだったのですか。たとえば四十二年、四十八年改定をされておりますが、実績といふものは見るも無残ではないですか。どうですか。

いまお話があつたように、わが国の国土面積の

三分の二はいわゆる森林が占めておるわけですが、しかも狭い山岳地形のわが国においては、国土の保全、水資源の涵養、酸素の供給、大気の浄化作用、国民の保健休養の場など公益的機能の發揮及び資源の乏しいわが国においては再生産可能な木材の供給源として、その重要な役割りは、貿易立国と言われる今日においてもいささかも変わりない、こういうふうな私に思っております。そういう経済的な一面と公益的機能の一面、この二面を森林は持つておりますので、公害等が盛んに広まっておりますという現状でありますから、山というものは非常に大事だ。だから緑の効用論というものは当然国民にも十分理解してもらわなければならぬ。そういう状況の中で、いま国産材と外材の比率は大きめに三対七というふうなところでありまして、将来の長期的な見通し、基本方針として、国産材と外材の比率はどのようにしようとお考えでありますでしょうか。

○今井政府委員 基本的な問題でございますが、私がお答えをいたしたいと思っております。先生のおっしゃるとおり、森林資源に非常に恵まれたと言われておりましたわが国といえども、公益的な面、経済的な面を考えると、超長期的には国内の自給力を相当高めようということは当然であると思っております。したがって、いまのところ超長期の計画では六二％、要するに半分以上を国内産で賄って、足らざることを補おうという基本的な計画を持っております。ただいまの状況は、先生御案内のとおり戦中戦後の過伐等がたたりまして、それで人工造林いたしましたものが育成段階にあるということで、需要に追いつかざるどころがある、それをやむを得ず外国材で補つておるという形でございまして、これが本来の姿ではないというふうに認識をいたしております。

○野坂委員 政務次官からお話をいただきましたように、わが国の木材については国産材が中心であって、外材というものはその補完的立場に立

つ、要約をするところというふうな言えるわけでありましようか。

○今井政府委員 繰り返して申し上げますが、超長期的に、山というのは先生おっしゃられたとおり一日、二日ではないものでございまして、遠い将来農林省として持つております計画といたしましては、国内産材で六十％を賄おう、しかしながらここ当分の間は、育成段階にあります山のことでございまして、やむを得ず外材に頼らざるを得ないというふうな認識でございまして。

○野坂委員 わかりました。私どもは同じ見解であります。いまの状況からして、林業基本法がそういう意味で昭和三十三年に制定をされてから十四年になります。木材生産量というものは非常に落ちた。そして人工造林面積も五六％程度まで落ちておる、こういうふうな状況になっておるわけでありまして。そういう状況から見て、いま政務次官からいろいろとお答えをいただいたのですが、そういう現状は山の崩壊といいますが、極論を吐くとそういう方向に現状としては向かつておる、こういうふうな把握ができるのではないかと、こういうふうな思いますが、その点についてはどう思っておりますか。

○荻原政府委員 ただいま政務次官から御答弁いただいたわけですが、政務次官から御答弁いただいたように、ただいま日本の森林は一応造成過程といいますが、国民の需要にこたえるために将来超長期に自給率を高めようというところと造林地の拡大を図っておるわけでございますが、造林地につきましては、全国で大体千三百万ヘクタール弱の造林地を日本につくろうというところといたしております。ただいまのところその約七割近い目標まで達しておるわけでございます。九百万ヘクタール強の造林地ができておるわけでございます。これはやはり森林をこれから活力のあるいい森林にするための造成過程における一つの段階として、どうしても通っていかねばならない過程かというふうに考えております。こういう造林地が将来に向かって成長し、人

工造林地として年々成長してまいりますれば、森林の持つ効用というものは年々強力に發揮できるという形になるわけでございます。天然林を一時伐倒いたしまして造林地をつくった時点においては、局部的に見ますと、一時的にそういう問題を発生するかもしれませんが、全般的に見ました場合には、年々森林の増強というものは行われておるわけで、年々森林の持つ効用というものは十分發揮できる体制に徐々に高まっておるというふうな私どもも理解いたしております。

○野坂委員 伐採量を定めるのはいろいろな決め方があります。標準伐採量というものは大体どういうことですか。どこを基本にして決めますか。

○須藤説明員 お答えいたします。現在の国有林の標準伐採量の決め方につきましては、標準伐採方式という方式をとっております。将来とも標準が保てるという計算をいたしまして、それを基準にいたしまして標準伐採量を決定いたしております。

○野坂委員 あなたは専門家、私は素人ですが、わかりませんが、私たちが単純に考えると、広い面積でありますから、いつでも適量に伐採ができるという長期見通しというものは、いわゆる成長量だけ伐採をして、そしてその成長によって安定的に回っていく、こういうものではないか、こういうふうな考えておられますが、間違ひですか、そのとおりですか。

○荻原政府委員 いま指導部長からお答え申し上げましたように、国有林の伐採量はそういう形で考えておりますが、いま先生が御指摘になりましたのは、森林が、われわれ俗に法正林と申しておりますけれども、若いから年齢のたつたのまでが大體ある一定の量で配分できたような場合、そういう場合にはその成長量に見合ったものを切つておられます。ただ国有林の場合、御存じのとおり、ただいま非常に年齢がたちました天然林、もう成長がとまったような天然林がたくさんございまして、

て、そういうものを将来国民の需要にこたえるために成長の旺盛な活力のある人工林にしていこうということをお考えしておりますので、そういう意味で、将来人工林ができ上がるような過程においての保護と申しますが、伐採量がそう大きな変動なしに切れていくような形を見きわめながらその伐採量を決めておるというのが実態でございます。

○野坂委員 私の意見については一応はわかるけれども、戦後の過伐、乱伐というものがあつて、それが一挙に伸びてくれば、成長がとまれば経済効果という面もあるから、それは若干の増幅はあるだろう、お話しになっておるのはいささか意味が違つたらまた後で議論してください。

そういうことで、いろいろ都合のいいようにあなた方が増伐をする、そういうことがありますが、いま政務次官がお話しになったように、成長量の二・三倍くらい三十六年以降四十二、三年まで非常に激しい勢いで切つた、今日そういうところに問題が出ておるのではないかと、こういうふうな私どもは認識をしておるわけですが、それはいままでの森林、林業行政というものは間違ひであつたということを認めることに結果的にはなりますが、そういうことでございまいしょうか。間違ひは、森が、全部人工造林地ができ上がりましたのは、森林が、全部人工造林地ができ上がりました年齢別の配分が大体均等のような配分になりました場合には、成長量に見合ったものを切つてまいります。と年々同じ量が切れるという形になることを申し上げたので、国有林の場合はまだ造林地をつくる過程にございまして、いま申し上げましたように、成長量が低いものを成長量の高い森林に切りかえるという過程がございまして、先ほど申し上げましたような伐採量の決め方をしておるわけでございますが、いま先生御指摘になりました昭和三十年代に成長量の倍以上のものを切つたではないか、これは間違ひであつたかどうかというところでございまして。

先生も十分御存じかと思ひますけれども、昭和

う対応すべきかという大きな問題が国会等でもいろいろ論議されたと思いますが、そういうことで、外材が余り入ってこれない、また入ってくると、外材が余り入ったというような時代でございませう。やはり国民の需要にこたえるために国有林から何とか材を出してほしいという国民の大きな要請もございました。そういうものにこたえるために、国有林としては、やはり奥地にございまして、天然林を成長量の旺盛な人工林に切りかえて、して国民の需要にこたえていくという姿勢を、三十年代の前半から四十年代にかけまして、伐採量を増加させ、これは増加させたということは、成長量の低い天然林を成長量の高い人工林に切りかえる、こういう形で将来の成長量を考えながらその伐採量を決めたわけでございまして、かにそのときの伐採量が約二千万立方を超える採量を実行いたしておりますけれども、この時点で、昭和三十年を見ますと大体国産が中心でございまして、昭和三十年で約二・九%でございました。それが昭和三十九年、四十年には三・一%ある。それが三・九%と一・〇%国有林材が国産材の中に占める比率を高めたということ、これが三十年代の材価格の高騰時期に木材の安定に大きく寄与してあるうし、また国民の需要にこたえたといふ意味で、三十年代の半量というのは確かにふえましたけれども、逆に三十年代に入りまして、森林の持ちます公益的の発揮という問題、そういうものが非常に強ばれまして、逆にまた一方、国民の需要にこ

○野坂委員 いろいろお話しをいただいたのですが、三十年代は、そういう森林、林業の基本方針とは違いますが、国民の強い要請に基づいてやむを得なかったんだ、こういうお話ですね。しかし四十年代に入ってから成長率に合わせて伐採と、四十ものは考えたのだということですから、四十年代に入っても成長量よりもいわゆる伐採量のほうが多いですね。これは多いのです。あなたの統計で物を言っているわけですから、多いわけですね。しかし、森林行政そのものは、これは行政からしてはいいことではなかった、しかし、いふところにああなたの正当化しようとする気持ちがあると思いますね、やむを得なかったという。これは政府もよく知っておるでしょうね。これらの林業予算に關係ありますから私は聞いておわけてす。そういう点については政府はどう対応するかという要求をして当然だということ、それから人工造林に天然林を切りかえてどんどんというのですが、人工造林のパーセントと云うものは現状どの程度なんですか。

○藍原政府委員 いま国有林の面積は約七百五十万ヘクタールでございますけれども、そのうち工林に切りかえしましたのが二百万ヘクタールでございます。(野坂委員「何%ですか」と呼ぶ) たがいまして、三分の一、約三三%ぐらいでございます。

○野坂委員 だから、あなたがおっしゃること、この現実とはずいぶん違うじゃないですか。言としては非常に人工造林に切りかえていいということですが、三〇%にも満たないそういうこと

一 号 昭和五十三年五月九日

お願を願ひ、現在約二百萬ヘクタールできてお
りまして、ございしますが、これが先ほど申し上げま
した昭和三十年代の初めごろは百萬ヘクタール程度
しかございせんでした。したがいまして、そ
を現時点まで、その後二十年余かかっておりま
せけれども、約二百萬ヘクタールと倍増したわけ
ございまして、私どもも、伐採量を計算いたし
すときには、そういう將來人工林地にするところ
の成長量の見込み方、あるいは切らないところ
については全然計算に入れませんし、択伐でやる
ところは択伐でやる形の計算の仕方、そういうこ
を計算しながら伐採量を決めておりまして、い
先生が御指摘になりましたような形で、半分に
の造林地だからそんなに成長量はないだろうと
うことではなくて、いま申し上げましたように
造林地にするものは造林地としての取り扱ひの
でどういう成長をするか、その辺は十分計算し
伐採量というものは決めておるわけござい
す。

○野坂委員　じゃ伐採したところの跡地造林け
部終つておるわけですか。これは何%ですか。
○藍原政府委員　ただいま国有林におきま
は、全国平均いたしますと、伐採いたしました
ら一年半程度後には造林地にいたしておりま
と申しますのは、伐採いたしましたてやはりそ
集材等々をやりますので、直ちにはできませ
れども、全国平均いたしますと大体一年半後
一応全部造林地になっておるといふ計画の仕
事業を実行いたしております。

山荒らしがあつたんだ、しかし國民の要請でやむを得なかつた。だから、森林行政から見れば、いままでのやり方というものは百点とは言えない、是とは言えない、やはり森林行政そのものから見れば問題点があつたということは考えられるわけですね。

○藍原政府委員 国有林の使命と申しますのは、やはり木材を安定的に供給する問題と、さらには公益的機能を發揮する問題、地元への寄与の問題等々いろいろございます。そういうことで、国有林をいろいろ經營する場合に、基本的に森林の今後の造成状況あるいは森林の活力、成長状況、そういうものを勘案して当然伐採量を決めてまいりわけでございますし、あわせまして、やはりそのときどきの日本全体の経済状況なり國民の要請、いうことは十分配慮しなければいけないというふうになつておられます。したがって、うにわれわれ考えております。したがって、先ほど申し上げましたように、昭和三十年の初めから木材が非常に高騰して國民が困つたときに、国有林が対応する、その対応の仕方、決して、来森林が荒廃するような形でなくて、今後進歩した場合には、成長量が出るか、また、現在持つておる技術ではどういう形ができるか、その辺を十分勘案して当時の伐採量を決めておます。しかしながら、四十年代に入りまして、民の要望というものが、外材で需要はある程度ある、そして片や、やはり自然環境の保全なり、その他公益的機能の發揮というものが非常に要請されてまいりましたので、国有林といたしまして

五

も、最初人工造林に切りかえようと思つたところを、皆伐をやめまして択伐にするなりあるいは択伐の箇所を禁伐にするなり、そういう形で伐採する箇所をずつと変更いたしております。

そういうことで、現在また伐採量を計画し、今後国有林がさらに国民の期待に沿える山になるような伐採の仕方、仕事のあり方をやってみようというふうな考えでおるわけでございます。先生、御指摘になりましたように、その時点のいろいろな問題はあつたかと思ひますけれども、やはりその時点時点で、林業としての技術的に許せる範囲の計画の中でそのときどきの国民の要請にこたえてまいつたというのが国有林の実態であらうというふうに考えております。

○野坂委員 伐採後の人工造林は一年半後にやつておる。しかしそれだけでは林力の増強にならない。したがつて、木材増産計画を裏づける拡大造林ということもやつていかなければならないことは当然ですね。全国的に人工造林地の二〇%、約四十万ヘクタールは不良造林地がある、こういうふうな言われております。それについてはいろいろと論文なり、あるいはあなたのごところにお勤めになつておる全林野の皆さんがそれぞれ營林署ごとに積み上げて歩いて、そしてその面積を出されておる。私たちは、これは確かなものだ、こういうふうに考えておりますが、そういうところにもやつぱり人工造林をしていかなければ、伐採したところだけ一年半後にはやつたとしても、それなりに林力なり木材増産の計画を引き上げるといふことにならぬではないか、こういうふうに思うのですが、どうですか。

○藍原政府委員 いま先生御指摘になりましたように、国有林に不良造林地が非常に多くはないかということでございます。私も、先ほど申し上げましたように、戦後国民の需要にこたえ、なおかつこれから国民の将来の木材需要にこたえるために約二百五十万ヘクタールの造林地をつくつていこうという計画をいたしておりますが、いままでその間二百五十万ヘクタールの造林地ができて

つておりまして、その中で必ずしも成績が十分でないものが全然ないというところはわれわれも考えておりません。いま私も、概算つかんでおりますのは、生育が非常に悪いと思われるところは約一万五千ヘクタール程度ではなからうかと考えております。それから俗に保育と申しますが、植えた後、下刈りをするたり除伐をする、そういうことを早期にやらなければいけないところが約三万ヘクタール程度ではなからうかと考えております。そういう意味で全国を見ますと、確かに個所別にはいま申し上げましたように必ずしも十分な生育をしていないという造林地もあると私も思つております。したがらういふこと、これから伐採された後の伐採地を造林地にすると同時に、いま申し上げましたような生育の十分なところにつきましては早速に入手入生をいたしまして、将来に向かつては造林地になるような計画を今後樹立し対応していくつもりでございます。

○野坂委員 これからやつていくということですが、あなたの方は三万ヘクタールぐらひしか把握されておらぬのです。それは皆さんのところの現場の人といろいろ話し合はれる機会もあらうと思ひますが、そういうときにそういう意見をいろいろ聞いてみられて集約されたらどうですか。私は非常に懸念があると思ひます。その具体的なことは後で同僚議員が個所別には話していますが、そういうことは話し合つてどんな林力増強をやるといふことが林野庁の主目的じゃないですか。首を切ることをばかりに元氣を出してもらつたつて、山を切るために、生やしてもらう方に元氣を出してもらわぬと、やはりこの林政部長のように太つたような木にならぬと意味がないじゃないかと思ひますが、どうですか。

○藍原政府委員 先生御指摘のように、山をよくし強い造林地をつくり上げることは私もまさにそのとおりであります。したがらういふこと、いま申し上げましたような私も、毎年毎年やれる範囲で手入れをいたしまして、いい造林地にするようにな

とを考えておりますし、今後その姿勢で続けるつもりでございますし、こういう点につきまして、は、国有林の職員全員挙げてそういう姿勢で今後を取り組んでいきたいというふうに考えております。

○野坂委員 これから積極的に従業員の全林野の皆さんとも話し合つて進めていただくわけでありますが、いままでの乱伐から過伐、そして一気に人工造林等をやりながら進めていかなければならぬ。それならば、造林なり林道の整備拡充、そういうものはこれからどんどん進めていかれるわけですね。

○藍原政府委員 当然伐採した後は造林が必要でございますし、いい造林地をつくつていくことが将来の国有林なり日本全体の森林業に必要なこととでございますので、これは当然のこととございまして、あわせて、伐採するためにそれから造林するために基盤整備として林道をつつなければできない地域が多々ございまして、そういう意味からも、林道事業につきましても積極的な投資をしてまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 積極的にやつていただくということになつたわけですが、先ほども一番初めに長官とお話をしたのですが、「森林資源に関する基本計画」あるいは「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」、こういうものが四十二年、四十八年に立てられました。その間の計画と実績は大体どういうことでありますか。

○藍原政府委員 昭和四十八年に立てました全国の森林計画の前期の五カ年でございますけれども、これが昭和四十八年度から五十二年まででございますが、この間の計画と実行の關係を見ますと、伐採量では五カ年間で五千八百四十四万立方メートル、伐採計画に対して四千七百一十立方メートルでございます。それから造林量でございますが、造林量は四十七万ヘクタールに對しまして三十八万ヘクタールということで約八

が約三千八百キロに對しまして約三千百キロの延長でございます。約八二%という形になっております。

○野坂委員 林野庁長官としては国有林の方も御指導にならなければなりません。国有林だけではなしに民有林はどういう状況ですか。

○藍原政府委員 ただいま申し上げましたのは全国森林計画との対比でございますが、国有林、民有林を合わせたものでございまして、

○野坂委員 五十年の実績、単純年平均でいくと、民有林というのは人工造林面積等は六五%程度じゃないですか。あるいは林道の場合は二四%程度じゃないかというふうに私は把握しておるのですがどうですか。

○藍原政府委員 いま申し上げました年度での比較でございますけれども、民有林につきましては、造林については計画が三十五万ヘクタールに對しまして二十四・八万ということになっておりまして、約七一%。それから林道でございますけれども、これは約二千四百キロということに對しまして約二千キロ延長が完成いたしております。実行率が約八三%というふうになっております。

○野坂委員 私も資料は持つておりますが、若干の相違があるようにも思ひますが、後でそれは精査をしていきたい、こういうふうに思つております。

これからの内容でございますが、今度の内容であります。本年四月に立てておりますが、全国森林計画というのを、まず、これはどういふ計画で示していただきたい、こう思ひます。

○藍原政府委員 五十三年度からの全国森林計画の計画でございますけれども、伐採につきましては九億八千二百立方メートル、それから人工造林面積につきましては四百二十二万七千ヘクタール。それから林道の開設につきましては十三万七千五百キロメートルというふうになっております。

○野坂委員 それは過去、森林計画なりあるいは森林資源に関する基本計画、四十一年、四十八年に策定されたものとそういうことの反省がなければならぬし、単純年平均でいきますと、いままで、一応国有林はいけるだろうというふうに見ますが、民有林等は非常に問題が多い、こういうふうにも思われる。この策定は、いままでの実績を踏まえていふん計画をやるという実績はだめになっておるといふのが四十一年からの実績でありますから、今度はこのとおりやるんですか、間違いない。また国民的な要望があったとかんたかいろいろのことを言って、また中身にし寄せだけを追い込むというふうなことはないでしょうね。どうですか。

○藍原政府委員 全国森林計画につきましては、御存じのとおり、時期の見通しなり長期基本計画に即しまして全国の森林計画は五年置きにこれを立てることになっております。したがっていまして五十三年からちょうどその改定期に当たりますので、一応四十八年に立てられておりました基本計画なり長期の見通しというものに即しまして全国森林計画を現時点では作成いたしております。この内容は、量の問題とあわせて、そのほか伐採の方法とか、その地域地域、全国におきま森林の持つていき方についてのいろいろなものも入っておりますが、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、基本計画なり長期の見通しというものが、確かに現時点では四十八年に立てましたものが乖離いたしておりますので、これについての検討を進めようというのを現在考えておりますが、この検討結果によりまして、ただいま御説明申し上げました全国森林計画もこれに即して計画を立てることになっておりますので、こういうものが改定された場合には、私どもと改定しなければいけないというふうには考えておりますが、いまの時点では、四十八年に立てましたこの見通しがございまして、それに即して一応計画を立てたということでございます。

○野坂委員 いまお話しになった林力の増強計画、木材の増産計画、そして拡大造林というふうなもの、政策が十分でなかったということは、お話の中で明らかになったわけですね。そして、生産といいますが、成長量よりも伐採量が非常に多かった、そういうことで、いまごろは収入の大幅な減少、こういうことになっておられるわけですね。それがやはり国有林の財政悪化の一番大きな原因ではないか、こういうふうには私どもは思うわけですが、どうでしょうね。

○藍原政府委員 国有林が戦後約三十年余やってまいりましたいろいろなやり方については、先ほど御説明いたしましたように、昭和三十年代は確かに伐採量が現時点に比しますと大きな伐採をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、昭和四十年代に入りまして、国民のいろいろな要請なりこれからの国有林の進める方向というふうなものを見きわめまして新しい森林計画というものを立てまして、禁伐地域の拡大、あるいは択伐地域の拡大、そして皆伐地域の減少というふうな形でこれからの計画をつくったわけでございまして、私ども、現在国有林が財政的に非常に苦しくなっております一つの原因として、伐採量が落ちたというところに原因があることも事実だということに思っております。ただ、その原因が、過去に比べ伐採したから伐採量が落ちたんだということだけではなくて、いま申し上げましたように、禁伐地域をふやすなり択伐地域をふやすなりあるいは皆伐の地域を減らし、造林地も当初予定しておりました三百万ヘクタールから約二百五十万ヘクタールの造林地という形で切りかえておりますし、そういうことによりまして伐採量の減がやはり一つの原因になりまして、これだけじゃないと思いますが、赤字になったというところで、過去におきます伐採量そのものが直接の原因であるというふうには考えておりません。

○野坂委員 いろいろ赤字の原因はありますが、それは伐採量が少なくなったということもありまして、需要の減少ということもあるし、材価の低下というところもあるでしょう。そういうこともいろいろございしますが、それを受けて赤字であるから今度の特別措置法が出た、こういうふうには考えるわけですね。

この特別措置法の提案理由の説明を読んでも、理由は、「国有林野事業の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性にかんがみ」云々、これだけですね。いわゆる林野事業の改善に関する計画の作成、それから金を一般会計から入れる「国有林野事業の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性」——「現状」というのは、いまあなたと議論をしたとおりが現状であるという認識でよろしゅうございませうか。

○藍原政府委員 いままで先生の御質問に答えてまいったわけでございしますが、国有林の現状と申しますのは、国有林が現在置かれております財政的な問題、あるいは日本森林、林業の立場から見た国有林のこれからの事業計画の問題、いろいろありうかと思いますが、端的に申し上げまして、国有林の財政が非常に逼迫しておるといふのが国有林のたぐいまの大きな一つの現状という認識かと思いますが、ただ、国有林の財政というものが、材価の問題なり伐採量の問題、そういう短期的な問題だけではなくて、ある意味で財政的な問題が相当長期にわたるといふ認識、これが現状の認識として大きなものであると私は考えております。

○野坂委員 おっしゃったように、農産物体系と林野の体系とは違う、言うなれば成長量なり、すぐ効果があらわれない、だから日本の経済の動向を見て長期見通しが必要なのだというお話がありましたが、何ともしもそういう健全経営になるためには長期の見通しが必要だということになりますね。経済の問題がいろいろあっても、伐採量その他から考えて長期見通しが必要。だから、需給動向のあり方なり経済の長期見通しというより、林野行政の長期見通しが基本ではないですか。その基本方針は二十年後にはどうい

うふうにお立てになっておるわけですか。

○藍原政府委員 林野庁といたしましては、森林の基本的な計画ということになりますと、森林の基本計画に即して全国森林計画なり、それに基きまして林野庁はそれなりの計画を立てるわけでございますから、そういう国全体の基本計画に即して林野庁も計画を立てるといふ形にならうかと思っております。

○野坂委員 その計画は林野庁がお立てになるわけでしょう。

○藍原政府委員 当然それは林野庁が立てることになるわけでございます。

○野坂委員 だから、二十年後の姿は文章にするのでその数字は示していただきたいと思っております。後で同僚議員がその問題については詳しくお話をいたしますから、その際でも結構です。いずれにしてもその数字、あるべき姿を出していただきたい、こう思います。

それから、あなたがよく知っておられますように、国有林野の事業には国有林野の取得とか維持とか運用とか処分とか、いわゆる国有林野法というのがありますね。それから国有林野事業の特別会計法というのがありますね。たとえば国鉄とか郵政にはそれぞれ鉄道法とか事業法とかがありますね。国土の総面積の二〇％を占める国有林の経営に当たって、使命とか経営目的とか事業範囲とか事業実行方式というものは従来は政令とか省令とか訓令とかいうものでやっておったのですが、やはりきちんとしていかなければ、あなたのお話を聞いておっても、風に揺られるように、経済の見通しがどうだとか言って、長期の展望が立たないで、途中でいろいろ条件が変わってくるような感じがするわけですが、国有林野事業法というふうなもの、他の公共企業体といいますが、そういうものと同じようなききんとしたものがむしろ必要ではないかというところが考えられるわけですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○今井政府委員 その前に、林野庁の立てます森

林計画等につきましても、需要の動向等につきましてもは国の経済計画と密接な関係がありますことは御了解を賜りたいわけでございます。それと離れて需給の調整を図ることはできません。したがって、単独で行くわけにはまいらないことだけ、一つ私から申し上げておきたいと思ひます。

それから、ただいまの事業法の問題でございます。国有林野の事業の運営に關しまして特定の事業法をつくれというお話でございますが、私も、ただいまのところは、これから申し上げるような幾つかの理由で特段の支障はないものだと考えております。

その一つは、まず国有林野の事業運営の基本原則につきましても、御案内のとおり林業基本法第四條において明らかにされております。それから、国有林野事業の対象となります国有林野は、国有財産でございます。その管理のあり方につきましては、国有財産法を基本とし、国有林野法等の特例が定められておるものでございます。さらには、国有林野事業の運営管理のあり方につきましては、国有林野事業特別会計法によりまして、特別会計方式による国营企業とされております。このことによつて労働関係を規制する公共企業体等労働関係法も適用されておるわけでございます。したがって、先ほど申し上げたように、このような既存の法制度によりまして特段の支障はないものと考えております。

今回の特別措置法案は、当面いたします国有林野事業の困難な状況に対処して、既存の法制度の特例措置として講ずるものであることを御理解いただきたいと思います。

○野坂委員 今井政務次官から御懇篤なお話をいただきました。ただ、私が申し上げておりますのは、確かに林業基本法の四條に基づいてそれぞれあるわけですが、国有林野法というのは、御承知のように取得とか維持、運用、処分に關しますし、運営管理は会計だとおっしゃいましたけれども、これはいわゆる会計処理方法のための特別会計でありまして、言うなれば事業の実行方式とか形態とか販売方針というものはないわけですよ。だから、そういう意味で、これから健全経営を進めていくのだということになれば、郵政事業法等に見られるように、経営目的なり事業範囲も含めた、そういうことをやるような段階で、その都度その都度変わっていくようなことではくあいが悪いのじゃないか。というのは、農産物とは違つて、林産物は一年ですぐ効果があらわれないという意味でさらにその必要性が増しておるのが今日の現実であるし、また、林業が国の要請に基づいて過伐や乱伐をどんどんやつてペアになっていくということであつてはならぬという意味で、私は御提言を申し上げておるわけですので、その点についてさらに御検討をいただくべき事態ではなからうかと考えておりますので、今井さんにも一度御答弁をいただければと思うのです。

○今井政府委員 農林省の考え方はただいま私が御答弁申し上げたとおりでございますが、ただいまの御提言につきましては、ひとつ真剣に検討させていただきます。と存じます。

○野坂委員 この法案でいろいろ考えられることは、いままでも議論の中では、長官もお話しになつたように、拡大造林もやるんだ、もちろん人工造林もどんどんやつていく、跡地造林もやつていく、さらにいままでのようないいかげんな作業道というのかそういうものでなしに、しっかりとした林道をこれから拡大してやつていく、こういうことにありたいとお話をいただいたわけでありまして、今度の方では非常に、こういうことを言つてはなんですが、そういうことは安上がりでやつていくというふうに見られるのです。たとえば請負、そういうふうなことでどんどん立木販売、こういうふうな傾向が見られますが、縮小されるというふうな傾向が見られますが、そうではないんですか。縮小なんかは考えていない、拡大をする、こういうふうな考えでもらえば結構ですか。

○藍原政府委員 国有林のこれからまず基本になりまして伐採量でございますけれども、伐採量につきましては、ただいま約千五百万立方程度切つておりますけれども、ここ当分の間漸減していくかざるを得ないという状況でございます。したがって、これに見合った造林事業なり、そしてまたそれに見合った林道なりがつけられるわけでございます。したがって、伐採量、造林等につきましては、今後減少していくというものでございまして、また逆に林道等につきましては、基礎ができていく面につきましてはこれを伸ばさなければいけないという問題もございまして、要する中で、十分これからの、いま基本的な方向としては伐採量が落ちますけれども、そういうものをどう今度把握していくかということによりまして、その中でそれぞれの事業については把握し、これからの計画を立案してまいりたいというふうな考えております。

○野坂委員 縮小はしないでそれだけのことはやつていく。それでは、健全経営でこれから十年間やるというところですけれども、国有林野における収入の確保の方法は一体何ですか、収入と支出の関係がありますか。

○藍原政府委員 国有林の収入につきましては、従前からその主体をなしますものは木材の販売でございます。今後ともやはりこの販売が主体になつていくわけですが、量的には減少いたしますけれども、いろいろな販売改善の努力をいたしまして収入増を図るということ、それからもう一つは、従来も必要なものにつきましては不要存置等の一部売却のいたしておりますけれども、今後こういう不要の存置がなくなった場合には、そういうものを売却することによりまして、これが一部収入のあれにもなりますけれども、大宗をなしますものはやはり木材の販売収入でございます。○野坂委員 収入というものは、これからしばらくは千五百万、その程度の立木しか切れぬわけですから、しばらく成長量と合わせて、それで販売方法の改善をされるわけですね。それだけで収入するんだ、それはほかでもわかりますよ、あるものを売つて収入を得るといふのは、どういふふうな健全経営のための工夫を考えているのかということなんです。そして支出もいろいろあるでしょう。こういうことですよ、私が聞いておるの。その中身を聞くわけですね。これは売ることから何となく、時価相場で売つてもうけるんだ、それで養つていくんだ。そのほか国有林の中では、いわゆる経済面でない国土保全なりあるいは水資源涵養なり、森林レクリエーションなり国民的な保健体育、そういうものを含めた機能もあるわけですが、それはあたりまえで、国からやはり補助金を出してもらつたというものは当然でしょうが、いままでは売つた分を、一般会計の方に出したりあるいは森林開発公団の方にしたり、そういうことをやつておつたわけですから、いまの金で換算すれば一兆円以上になるわけですから、いまの、六八倍でやつてみていただけます。それぐらいは、そんなべこべこせぬで、返してもらつたということ。○藍原政府委員 国有林の経営の中で、一番いまでも公益的機能の発揮としての中心になります治山事業等につきましては、一般会計から繰り入れて治山勘定等々で実行いたしておるわけですが、国有林のこれからの改善ということを図りますために、ただいま御審議を願つておりますこの法案の中で、私も、これからの改善を進めるに当たりまして、一部一般会計からの導入も図るということ、それからいづゆる施設的なものにつきましては、財投からの投入も図つていただくというふうな形で、国有林の財政というものを健全なものにして、その間、収入につきましては、先ほど申し上げましたような販売のいろいろな意味でのこれからの合理化ということを考えて収入増を図ると同時に、また支出の面での節減も図つて、今後の改善を図りたいということ、この法案の御審議を願つておるわけでございます。私どもは、この法案がもし成立していただ

きますれば、その時点でこの計画というものを立てまして、いま申し上げましたようなものを中心

にいたしました計画をつくり、対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○野坂委員 この法案が通ってから計画は立てられるわけですね。その計画が完成をするのは大体いつごろですか。もし通ったとして、何カ月ぐらにかかるわけですか。

○藍原政府委員 当然これは五十三年度から実行しなさいけない問題でございますから、できるだけ早くともは早期につくってまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 予算の四十億なり長期借入れは一応あるとして、そういうことは、早急にということでは、できておるといふことですか。まだ何にもできてないということですか。

○藍原政府委員 これは当然私もいまの時点で検討を進めておるわけでございますけれども、この御審議をいただいた結果、法案が成立したこととしていただきますれば、その時点でやはりそれだけの審議会に於ける問題もございまして、関係方面の意見を聞くこともございまして、そういう意味で、私もはできるだけ早くこの計画を立てて実行に移ってまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 私が聞いておるのは、できるだけ早くというのとは大体何日間くらいかかるものですか、一年ですか、二年ですか、半年ですか、こう言っておるわけですか。具体的に話をしてくださいます。

○藍原政府委員 これは先ほど申し上げましたように、当然五十三年度から実行しなさいけない問題でございますから、五十三年度の実行に支障がないように対応してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 そうすると、そのたとえば四十億というの、人工造林と林道ですね、大体大まかに言っておる程度は、その計画はありま

か。いまいちですが、中身で、何にもないです。済んでから考えるということですね。

○藍原政府委員 先ほど申し上げましたように、当然私もいまの時点で検討を進めておるわけでございますから、この御審議をいただいた結果、法案が成立したこととしていただきますれば、その時点でやはりそれだけの審議会に於ける問題もございまして、関係方面の意見を聞くこともございまして、そういう意味で、私もはできるだけ早くこの計画を立てて実行に移ってまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 私どもにもその中間報告でも聞かせていただくことはできませんか。

○藍原政府委員 先ほど申し上げましたように、これは内部のいろいろな検討として進めておるわけでございます。法案を成立させていただくことによって私も対応してまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 国有林の販売方法の改善というのは、具体的に何ですか。たとえば合理的な地元の要望等がある、これは随分やらないとね、それが大体一般入札方式というところの方が、販売改善としては過去の実績から見てもいいではないか、そう思いますが、その点はどうか。あるいはそれと支出面についていろいろ考えておられることがあれば、健全経営の中でお話をいただきたいと思ひます。

○藍原政府委員 国有林材の販売の問題でございますけれども、御存じのように、国有林はそれぞれの地方に点在いたしております。それぞれ地域におきまして国産材の市場の維持と申しますか、市場の確保というものが一つの大きな、これは国有林を含めまして民有林との問題もございまして、そういうものを確保していく必要がございます。そしてまた、そのためには、その地域にございまして関連企業が今後やはり近代的な形で合理化されていくというものに国有林としても寄与していかなければいけないというふうにも考

えております。そういうことを通じまして、国有林の安定的な基盤というものが築き上げられてくるのではありませんか。というふうなわれわれ考えておりますけれども、いま国有林が現在までやっております考え方といたしまして、たとえば銘木等、高品質な材質を持った材材がございまして、それと、そういうもの、あるいはバルブ用の原材料になりますもの、こういうものは原則として一般競争契約で対応してございまして、それから製材工場原料になります一般材につきましては、国有林材への依存度等それぞれの地域の特性というものを十分考慮しながら、一般競争契約による販売割合というものを漸次拡大してきております。それから、間伐材等のようなこれからは需要を開発しなければいけないもの、こういう材材につきましては、主として随意契約で契約をいたしております。

従来からそういう形で販売につきましての改善をやつてきたわけでございますが、その結果、立木販売におきましては、一般競争契約によりまして販売量が、昭和四十七年度では大体一九％でございましたけれども、五十一年度には二九％という形で、四年間ぐらゐで約一〇％増加いたしております。それから素材におきましては一般競争契約によりまして販売量は、いま申し上げました四年間で三七％から六二％へと増加をさせておる次第でございます。

こういうことによりまして販売の改善を図っておりますけれども、しかしながら、最近の木材市場におきまして国産材の需要の減退状況、それから関連産業の業界の不振、こういう中で、一律に一般競争原理による販売方法が拡大することが、国産材の市場を確保することあるいはその関連の企業を安定的にさせるということと適切かどうかという点、これはある意味で考えなければいけない面があるかと思ひます。

たとえば、五十二年あたり公売に出しまして不落が非常に多いというふうな問題等々もございまして、この辺はやはり販売方法の選択実施には

いろいろな問題がございしますので、いま申し上げましたような形でその改善を進めてまいりますけれども、それぞれの地域の事情というものも十分配慮し、それから国産材の市場の確保なり企業のこれから健全な発展というものに寄与するあり方というふうな問題、そういうものも等十分加味しながら、今後の販売の問題については考えてまいりたいというふうに思っております。

○野坂委員 いま林野庁にお勤めになっておる常務員なり、職員なり、あるいは定期とか、いろいろあります。その中で人員を——いままでは収入をふやしてそういう山荒らしに対応して、そうして拡大造林をやつて、そして積極的にそういうことを進めるといふこととありますから、私は人員整理といふものは今日ないだろうというふうに考えておりますが、そのとおりに考えてよろしゅうございませうか。もしやるとすればどの程度考えておるのか。

○藍原政府委員 先ほど申し上げましたように、国有林経営の基本になります伐採量については、ここ当分の間、伐採量が年々縮減の方向をとらざるを得ないという事態になっております。これに従ひまして、それそれに関連いたします事業量といふものが減少することになるわけでございますけれども、国有林に現在働いておられる定員内の方々あるいは基幹作業職員の方々、こういう方々について、私もといたしましては、やはりこれからの事業量に見合った規模を将来に向かって施行しなければいけないというふうには考えておりますけれども、そういう意味から、先般労働組合との間で高齢者の退職の問題につきまして話し合いがございまして、そういう形で高齢者の方方に御勇退を願うということを考えておるわけでございます。今後、私も、やはり事業量に見合った規模といふことを考えます場合には、退職の促進、新規採用の抑制というふうな形で、事業量の規模に見合ったこれからの人員構成に向かつて将来進めていかなければいけないというふうに考えております。

○野坂委員 ことしはどの程度考えておるわけですか。

○監原政府委員 定員内の問題につきましては、いまも申し上げましたように、事業規模の縮減に見合った調整がなかなか進んでおりませんので、今後、先ほど申し上げましたような高齢者の方々の御退職を願うというような形で対応していこうというふうに考えておりますが、五十三年度におきます削減は、いま申し上げましたような趣旨のつとりまして、当面の欠員発生状況を十分勘案しながら決定しております。

○野坂委員 何人なんですか。

○監原政府委員 五十三年度の人員は五百二十五名、そのほかに一般会計への移替が二十五名ございまして五百五十名になるうと思ひます。

○委員長退席、山崎(平)委員長代理着席
○野坂委員 これから長期展望に立つて、来年すぐ生み出されなければならぬ、不良造林等は全林野の仲間の皆さんからもいろいろ意見を聞いて、そういうときに一斉にやらなければならぬ。そして、その五百五十人の中で二百八十九人というものは一般省庁のにらみだ、しかしそのあとの二百三十六名というものは赤字要員として首を切っていく、こういうことについては私は納得できませんね。

それから、労働省おいでになっておると思ひますが、おいでになっておりますか。

いまの失業者というのは、三月三十一日現在で百四十一万人と言われておりますね。労働省というのは、職業安定というものを基礎にして考えていかなければならぬ、こういうふうな思つておるわけですか。これから積極的にやるのに、林野庁等と、こういうことは十分把握して、どのような示唆をしておるのか。職業安定というようになつてくれば、これから失業者はますます増大の一途をたどつてくるというふうになりませんか、これでは。そして、山荒らし、人減らし、そしてこれからの民有林の指導育成なんということはできませんし、この保安林でも、国民の

公益的な機能のために相当の人数が要するということは厳然とした事実なんですから、そういう点を踏まえて、労働省のいわゆる労働者対策というものはどういうふうな各省庁に行かれておるか、首切り促進なのか、そういう点については失業者をできるだけ減らして、できるだけ職につける、こういう方向なのか、その点を明らかにしてこの林野庁に対する問題についても付言していただきたい、こう思ひます。

○清水説明員 御指摘のように相当厳しい雇用情勢のもとにあるわけでございます。そうした中におきまして、労働者の雇用の安定を図るといふような基本的な考え方から私ども行政を進めてまいつておるわけでございます。

いま御審議になっておりますこの法案に関係いたしましての改善計画の関係につきまして、将来の要員規模につきまして、今後の事業規模の動向等を勘案しながら進められていくというふうに私も承つておるわけでございますが、その具体的な推進に当たっては、農林省とされましても、できる限り関係者の理解と納得を得ながら進められることを基本的な方針とされていくというふうに聞いておるところでございます。労働省といいたしましても、こうした基本的な方針に沿つた運用が図れることが必要ではなからうかというふうにも思つておるわけでございます。今後ともこうした観点から十分に連絡を合意しながら対応していきたい、このように思つておるところでございます。

○野坂委員 人減らしは理解と協力を得ればやってもよろしい、こういう指導方針ですか、労働省は。

○清水説明員 国有林野の具体的な事情ということにつきましては、私も詳しく存じ上げておるわけではございませんけれども、いすれにいたしましても、その改善を図つていかれるということも一つの大きな課題であらうというふうに考へるわけでございます。また他面、これは一般的に労働者の雇用の安定を図るということも、現

在の状況からいまして非常に大きな政策課題であるというふうに考へておりました。その辺が先ほど申しましたような形でできる限りの調和を図られながら進められていくことが必要であらうというふうに思つておるわけでございます。

○野坂委員 議論も聞いておつていただいたと思うのですが、国有林野は、皆さんが、林野庁が即経営するものですから、これから販売方式なり、そして切つていくところはできるだけ民有の方にかえていくという動きもありますね。たとえば請負というような形で、立木を売らないで素材にして売っていく、そういうことになれば、こういう首切りが、できるだけ手抜きで、健全経営だけで、労働者のことなんかは考えないというふうなことで進められるとどうなんやってくる。だから、林野庁というものは、将来林野の存立さえ危うくなつてくるとはなかないかと私自身が心配しているのです。内局の方に、言われていくわゆる林業局にでもなつたらこれは大変じゃないかということすら思つておるわけですか。その方向が出てくるではないかということをお考えられる面もあります。あなたの方は現在ざつと六万七千人いらつしやいますね。これは、いまの段階で六万七千人という者の人員縮小は考へていかないと、こういうふうな考へていいですか。できるだけそれを残すために、直営方式というふうなものが、やはり一番その人々を大事にしてやらなければならぬ。せつかくこの間もいわゆる常用化というものがあつた程度でできたわけですから、それに対応してやつていく。また、臨時というものが一万一千ぐらゐりありますけれども、定期作業員といふものか、そういう人々も、身分安定はみんな労働者の願いですから、できるだけその方向を私は追つていかれるだらう、こう思つておるのですが、うわさに聞くところ、六万七千人を四万人にするのだというふうなまことに無謀なお話もあるやに承つておるわけですが、そういうことは現在の法案審議の中では考へていない、こういうふうに考へてもよろしいわけですか。

○監原政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、国有林のこれからの事業の主体をなします伐採量がここの間の間減少傾向をたどらざるを得ないという大きな実態がございます。さらに、国有林の現時点におきます伐採量を見ましても、過去の伐採量に比べて三分の一程度伐採量が落ちております。そういう関係で、ある意味で管理部門が肥大化しておるということも私も感じておりますし、そういうことを考えながら、これからの国有林の改善、合理化を進めるに当たります。いま申し上げましたようなことから、事業量に見合った要員規模で仕事をしていく必要があるというふうな考へております。しかしながら、私どもこの要員規模を今後どういう形で縮減するかにつきましては、先ほど申し上げましたが、高齢者の退職の促進、新規採用の抑制という形でこの対応をしてみたいというふうな考へておる次第でございます。国有林の改善、合理化を進めるに当たりましては、やはり事業規模に見合った職員なり作業員を抱えながら、今後の国有林を改善、合理化の改善の方向に導く必要があるというふうに考へておる次第でございます。

○野坂委員 具体的に申し上げて恐縮ですが、事業量に見合ったおつしやいますね。それからもう一面は、伐採をしたその収入というものが頭の中にありますね。そのほかに、保安林とか公益的な機能というものがたくさんあるわけですから、それをどう——やはり人も要るわけですから、それについては当然一般会計から出るのとはあたりまえだ、こう思つておるわけですか。伐採量に合わせて、事業量に合わせてと言ひますから、そういうところの措置もしなければならぬと思ひます。あるいは民間の皆さんは、保安林を抱えていて、みなあなたほどいわゆる国土保全というもののやあるいは水資源とかあるいは空気の問題とかそういうところまで考へていないわけですから、経済問題が一本ですから、保安林はできるだけ買つてくれ、こういうことはたくさんありますね、歩いてみ

て。そういうものを買つてやはり整備をしていかなければならない。それをあなたは国民の要望と国民の意向というものを何回も言われたのですから、そういうこともやはり日本の政府としてはやらなければならないのじゃないか、こういうふう

に思うのですね。ことは言うなればゼロ回答です、金がないから買わない。これだけではやはり国全体の立場から問題があるのではないか。だから、そういうところにある人たちはそれを吸収してやってみて、あるいは立木ではなしに素材で売ると、しかも一般公開入札だ、こういうかっこうで、順次その人たちを集約できる、いわゆる首切りをやらない、そういうことが親心じゃないですか。伐採が千五百万立米になったからこれは当然なんだ、こういうかっこうではかゝるところにどうそれを波及させていくかというのをまず考えなければならぬのじゃないかと思うのです。

森林レクリエーションとかあるいは肉用牛生産の育成実験牧場等をやっておられしたね。これらはこれからどうなるわけですか。前のことといたしまして、両方答えてください。

○藍原政府委員 いま先生おっしゃいました森林のレクリエーションの問題でございますが、これについては、やはり国有林として国有林なりに対応するものがあるかと考えておりますが、肉用牛の問題につきましては、これについては林業的な実験も一応終わりましたので、これは国有林事業としてではなくて、それぞれの立場の方でこれを一部引き継いでいただくなり、その方の別な形でこれを実行していただくということ、あるいは一部につきましてはこれを廃止するというところもあるのかもしれませんが、今後そういう形で国有林の特別会計の中ではない形でこれを運営していただく方向というものを現在考えております。

○野坂委員 この森林レクリエーション事業等そういうものは、これからは林野庁がやっていくわけですか。牛の話はわかりましたが、どうですか。

○藍原政府委員 レクリエーションの問題については、もう先生御存じかと思いますが、自然休養

林というものを中心に現在まで進めておりますので、こういうものを中心にして今後とも考えていきたいと思っております。

○野坂委員 ずっとあなたの方の直営ですね。

○藍原政府委員 自然休養林と申しますのは、やはり森林をそういう形で仕立てて一般の方々に憩いの場として利用していただくということでございますので、これは森林管理の性格が非常に強いところでございます。そういう形でございまして、直営とか請負とかいうような形のものではないというふうに考えておりますが……

○野坂委員 ではどういふものですか。

○藍原政府委員 これは、いま申し上げましたように森林経営そのものという形になるわけでございます。

○野坂委員 いろいろレクリエーション事業がございまして、それは土地は貸せるが経営は地方自治体にやらせる、こういうことが皆さんの中で考えられておるのじゃないですか。そういうことは、ないというふうな考えでいいわけですね。これらの森林に關係する、休養林だけではなくいろいろな方々に書いてありますけれども、そういうことは全部地方自治体に任せるといふことはありません。

○藍原政府委員 国有林を利用いたしましての森林レクリエーションというのは、いま申し上げましたように、国有林がいきま申すのとは自然休養林を中心としてございまして、そのほか、国有林はやはり国土の相当の面積を占めておりますので、いろいろな形で地方公共団体等の御要望もございまして、そういうものにつきましても、これはとも国有林だけではなかなかできない問題もございまして、一例を申しますと、第三セクターというふうな形で実行計画を立てているところもございまして、そういうそれぞれの実態に合った形で今後必要なものについては対応していく必要があるというふうに考えております。

○野坂委員 必要であれば対応するということで

すけれども、その基本方針を聞かせてください、基本方針をどうするのだ。あなたの場合は非常に弾力的で、人間を減らすところだけは硬直状態ですけれども、非常に国民経済の要望とか、あの事業があればそこに行く、この事業があればそこに行くというところで、基本方針を聞かせておいてください。そうしないと、後でそのときどきにおいて一番迷惑をするのは従業員なんですから、職員なんですから。そういう点の基本方針だけはきちんとして、そのときには山は貸せるが後は地方自治体と、こういうことのないようにしておいてもらわねと、全部手抜きをやるという姿勢じゃないですか、いまの状況からすると。そうではないということも言ってもらえれば、それで私は満足して、後は何も言いません。

徴金の問題等もう検討する必要があるではないか、こういうふうな思ひのすけれども、その点についてはどうお考えでしょう。

○藍原政府委員 木材の需給関係を見ますと、確かに過去におきましては木材が不足ぎみでございましたけれども、現時点では全体的に緩和基調に変わつておるというのが実態でございまして、そういう意味から、たゞいま外材が約六五％入つておりますけれども、この外材をやはり安定的計画的に輸入することを考えなければいけないというところは先生の御指摘のとおりでございますし、私どもも、やはり木材の需要に對します国産材の供給が当分追いつきませんので、当分の間外材の輸入に頼らざるを得ないというふうには考えておりますが、その場合でも、それが安定的に計画的に輸入されるような方途を考えなければいけないというふうな思ひでございます。

前々から、そういう意味で、需給計画というのを立てて一応指導してまいつたわけでございまして、たゞいま國際的ないろいろな問題を見ますと、ガットの諸問題等々を中心にしたしましていろいろな問題が出ております。したがって、そういうことをいろいろ國際的な問題も考え合わせながら、これからの木材の輸入を安定的にするためには、私どもとしては、その需給計画というものをできるだけ細かくつくつて、實際に合ったような需給計画にし、それに基づいて關係方面を指導していくということ、これがまず第一に必要ではなからうか。あるいは需給計画の中で在庫量等々の把握につきましても、できるだけ適正な把握をしていくというふうな形で、今後の需要のあり方なり供給のあり方というものを見詰めていくということ、そういうことを通じて適正な安定的輸入が図れるような努力をしたいということで、目下鋭意検討を進めておる次第でござい

○野坂委員 機構改革問題で、農林省設置法の一部改正問題をめぐつてきよりから内閣委員会でも議論があるわけですが、国有林面積の四一％、伐

採量の三五%、新植面積の三八%を占める北海道の五管林局を一局に統合するというのは非常に問題だ、こういうふうに私たちも考えております。管林署も、内地の場合は九局をそれぞれ一管林署ずつ減らすというふうな話がありますが、また一割を将来減らすというふうな言われておるようでありますが、これの存廃は、やはり所在の関係市町村というものは非常に関心を持っております。あなたは、森林、林業の長期の基本方針がこうあっても国民の要望なり国民の期待があれば考えなければならぬというのをそこで何回となくおっしゃったわけですが、そういう意味で、その市町村住民の声というのは、いろいろなことがあってもそれは無視できぬ、私はそう思います。それは一方面的じゃないに、十分地方住民の、労働者の理解と納得——何でも、米の生産調整でも、福田総理でさえ理解と納得がなければできぬ、まさに農家の自主的判断だ、こういうふうにおっしゃったこともよく覚えておりますが、あなたも、一方面的な硬直的な態度ではなしに、いわゆる健全経営のために何でもやる、経済も国民の意向も全部無視するのでは、討論の結果を踏まえれば、ね、いままでの質疑、討論の結果を踏まえれば、それについては、そういう地方住民なり市町村の意向というものは十分体して、一方面的に独断専行はやらない、こういうふうにお考えであらうと、いままでの議論を総括するとなりますので、そのとおりですか、こう聞きます。どうですか。

○今井政府委員 この機構改革につきましては、先生前段でおっしゃいますように、やはりいまの林野行政を基本的に立て直すという意味から、一般会計からの繰り入れというものを講じながら、片や経営の自主的改善努力をやるというところでありまして、管林局の統廃合につきましても法案をいま御審議賜っておるわけでございまして、その意味におきまして、国民の皆様方の御意見を十分拝聴することにならうと思ひますし、また、管林署の問題につきましても、閣議で一割削減ということが決まっております。しかしなが

ら、これは関係市町村長の方が見えまうときによく申し上げますが、私どもは、この管林署というのは地域の皆さん方と非常に密着したものであると、事前によく御説明し、御納得を得るような努力をいたします、ひとつ私どもの話をよく聞いてくださいということ、何遍となくそれを繰り返しておるわけでございまして、必ずや私どものそういった考え方が地域の皆様方に受け入れられるであらう、また、受け入れられるまでひとつ繰り返し説得をいたそうという気持ちでやっております。

○野坂委員 お話わかりましたが、受け入れるまでは話していき、その今井政務次官の誠意はよくわかりました。だから、受け入れるまで話して話して話し込む、言うならば、住民に理解を得るまではやらない、裏返すとすればそういうことになりまう。そういうことですね。

○今井政府委員 十分に話し合いをいたしたいと存じます。

○野坂委員 話し合いが成立するまでは一方面的に独断専行はやらない、こういうことですか。

○今井政府委員 必ずやこちらの誠意が通ずるであらうと存じます。

○野坂委員 それでは、私どもはその裏として、誠意が通ずるまでは話し合いが進められるだろう、打ち切るということはないということを確認をしておきたいと思うのであります。

最後に、時間が参りましたから、この法律を読んでみまして、政府案と社会党案が出ておりますね、だれが見ても社会党案の方が明確で話がよくわかると思います。あなたの方の文は何かばけておりますね。

たとえば、わが方は、「国有林野事業の健全な経営を確立し、もつて国民経済及び国民生活におけるその使命を将来にわたって円滑に遂行させることを目的とする。」この辺は、「国有林野事業の現状並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性にかんがみ、国有林野事業の改善を図るためにとるべき特別措置を定めるものとする。」

これは何かびしゃつとしたものがないですね。あるいは「改善計画」その他を見ても、十分すり合わせる必要があるのではないかと、いうふうに私どもは思ふわけですね。あなたも社会党案というものをよくお読みになったと思ひますが、これの欠陥なりあなたの方と比べてどこが悪いということがあればお話しをいただきたい。私は、あなたの方の案よりも非常によくできておる、しかも改善というよりもいまは林野を再建する時期だ、再建をしなければならぬ。しかも、十年間というよりも、あなたの方も十年間で完了してそれを黒字で一般会計に返す、こんなことをやっておられますけれども、またさらにいままでの実績からすると、国有林に対する道しるべなり指導体制というものが不慣れになってくるというふうに私は思ひます。だから、むしろ再建をするという立場に立つことこそがいまの与えられた現時点の大きな課題であらう、こういうふうに私も認識をしておりますが、政府は、どなたでも結構ですから、それについて見解を述べていただきたい。けんかをすれば、これからは長きにわたって論争をするわけですが、私どもは、とるべきところはとっていき、こういうことが必要ではないか、むしろ、われわれはあなたの方の意見も聞くけれども、いまは再建整備する時期だ。しかも基本方針をきわめて明確にしておくべきだ。だから、健全経営ということは第二条の計画の中ではないに第一条に明記をすべきものであらう、こういうふうな点について言ひ得ることであらう、こういうふうな点について言ひ得ることであらう、一応承りたい。

○今井政府委員 私どもは、国有林野の改善について、あれこれ考えました結果政府提案案のものが最善と信じて御提案を申し上げ、ただいま御審議を願つておるわけでございまして。

一方、社会党は、それに対してかくあるべきだという意味で法案を御提出になりました、両案が並行して審議の場で御審議を賜つておるものと思ひうわけでございまして、それは一にかかっている委員会ですらう結論をされるか、私はそれにかか

べきものであらうと思ひまして、ここあたりで政府があれこれ申し上げるべきものではない、かように存じております。

○野坂委員 一応お話を承つたわけですが、たとえばこの「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期見通し」でも、森林計画でも、そういうことが計画を立てられて思ふようになっていかない、思ふようになつていない、これが現状です。そして今日の山荒らし、手抜き、そして大蔵省等の圧力によって具体的なこういう合理化問題が出ておるということも否定できません。しかし、何回も申し上げるようだけれども、農産物と違ふ、単年度で効用はない、国家百年の大計を播るがたいものにするためには、いまこそ再建整備という名のものと、住民の参加あるいは勤労者の参加、従業員に参加、そういう現場における諸君たちの声をどう聞いて森林林野行政というものを組織するの完全の体制を進めるかというところがいまこそ急務のときでありまう。今日、健全経営というが、赤字財政のために合理化を余儀なくされ、大蔵省から圧力をかけられ、そしてまたに労働者を出していく。そのような状況というものは、人間の体をすり減らし一人も治癒のない白ろう病患者等の姿を見ても、いますべてにわたって、いわゆる修繕的なそういう改善政策ではなしに、抜本的な対策が必要とされておるというのが林野行政の現時点であるということ政府の諸君たちに申し上げて、あと同僚議員がこれから具体的に細かく質問してまいりますから、ぜひ社会党案というものも十分御検討いただいて、最良であるというふうな硬直的な態度を捨てて、みんなで話し合つてみんなのいい日本の国をつくる、そういう意味で、ただ単なる議論ということよりも、建設的に進めることがいま与えられた私たちの大きな使命と任務である、こういうふうに考えております。

以上で私の質問を終わりますが、ぜひ御検討いただきまうようお願いしておきます。

終わります。

○日野委員 もろもろの支障が出てきたというのが非常にこれは味のある表現だと思ふのですが、もろもろの支障が出てきたというためにはいろいろ根本的な根拠があると思ふのです。その支障の根拠、これは決して一つだけにどまることなく多くの支障があったと思ふのです。

それで、その支障が出てきて現状がどうも好ましくない状況であるというところまでは、これはわかるのです。それをどのように特別措置を講じて直していこうとするのかという点について伺いたいわけなんです。問題は多岐にわたります。それで、これから若干具体的問題について幾つかの問いを發してまいりたいというふうに思います。

まず、森林資源の確保ということ、これはもう林業基本法にもうたつてありますし、それから森林資源を確保していくということは、これは国家的な見地から見てきわめて重大なことであらうかというふうに思ふのであります。

それで、森林資源を確保するためには、これはもう伐採それから造林、こういつた面でいろいろ神経を使つていかなければならない、いろいろ考慮していかなければならない点は、これは多々あらうかと思ふのです。

まず、林業基本法ができたのは昭和三十九年でありましたが、それからどのような基本的な考え方のもとに伐採の業務を国有林で行つてきたのか、その考え方の大綱、これを示していただきたいと思ひます。

○須藤説明員 ただいま先生お話しされましたように、三十九年に林業基本法が制定されました。森林計画制度といつたものはその当時から全国森林計画というものができておるわけでございますが、この全国森林計画といふのは、民有林、国有林を含めまして全国の森林につきまして、今後の伐採、造林その他の量的、資源的な側面から見ました量を決定していくこととございまして、その前にまず基本法にございまして森林資源に関する基本計画、それから林産物の需給

に関する長期見通し、これに即して全国計画を立てるといふことに相なつておるわけでございます。国有林はこの全国計画を受けまして、いわゆる国有林の森林計画面を規定していこうということとございまして、いまお話しございましたように、国有林、民有林を通じて日本の森林全体の資源に関する長期的な計画のもとに国有林もやつていこうという方針でございます。

○日野委員 いま基本計画と長期見通しの話が出ましたけれども、基本計画と長期見通しを立てるというところでその基本計画も立てた、長期の見通しも立てたということなんです。その長期見通しを立てる際の基本的な姿勢、基本的な森林に対する物の考え方、これに間違いあつたと思ひませんか。これは言うまでもないことですが、森林というのは五年、十年の単位では考えることのできない問題であつて、やはり数十年という単位で物を考えなければならぬ。そうすると、大体内の生産量がどのくらいで、どのくらいの輸入量があつて、そして何年にはどのくらいになつていくということを相当長期を見通して立てるわけですから、そうしますと、その間、いろいろな経済事情の変動があつても確固不拔たる見通しを立てる、基本計画を立てる、これが必要だと思ふのです。

ところが、林野庁が立てられたそういう長期見通し、基本計画、こういつたものがどうも経済情勢に余りにも振り回されたという点を考えますと、一番最初の考え方の根本がどうも少し甘かつたような感じがしてならないのですが、どうでしょう。

○須藤説明員 ただいま基本計画ということと見通しという二通りの言葉をお使いになつておるわけでございますが、実は森林に関しましてはお話ございましたような経済的な要件というのとはなかなかわずかしなわけでございますから、やはり資源的な側面の基本計画というものをまず立てるわけでございます。

それから見通しといふのは、林産物の需給に関する長期見通しでございます。これもわが国経済の今後の見通しを立てた上で、つまり需給がどうなるか、需要がどうなるかということとをまず推定をいたしまして、基本になります。これは申し上げました森林資源に関する基本計画によつて、供給量がどの程度国産として確保できるか、つまり、需要と国産材の供給の差額を外材で補つていこうということとございまして、どこまで基本はわが国の森林資源を計画的に充実していこうというところにあるわけでございます。そういうものに立つていま申し上げました林産物の需給に関する長期見通しを立てるということに相なつておるわけでございます。

○日野委員 ちょっと私も一年生議員なものでして、農林水産委員でこゝから来たばかりで、用語の使い方や何かちよつとまずいところがあるかもしれませんが、あなたはよく聞いたことに答えたのではなくて、いま森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しといふものがどういふものであるかを御説明ください。どうもありがとうございます。それはそれで結構なんです。それを立てるに於いての根本的な物の考え方を私は聞いたのであつて、あなたがいま答えられたことを私聞いたんじゃないんです。もう一度答え直してください。

○今井政府委員 私なりに理解をいたしてお答えをいたしたいと思ひますが、山といふのは非常に命の長いものでありますから、目まぐるしく変わります経済の状況、需給の状況等を考へてやるわけにはいかないわけでありまして、したがつて、超長期の目標を決めて、そして大体山がどのくらいな森林材を生産することができるといふふうなものをもまず決めておいて、さらに片方で五年ないし十年、あるいは十五年のインターバルで需給の状況を考えて、そして過不足を補つていこうという形であると思ひます。したがつて、先生おっしゃいますように、いままでの森林計画等で

需給の差があつたということは、すなわち需給の見通しについて経済状況が非常に激しく揺れ動いたために需給のアンバランスができた、それが一つの原因であります。しかしながら、超長期の森林の長期の見通しといふものについても、これはしからば見直す必要はないのかといふことです。わが国の山の状況等を見ましても、やはりこの際若干見直すものもあるだらうというふうなことを言つておる次第でございます。両々相まって今後の日本の森林の需給バランスをとつていこう、こういうふうに理解をしていただければよろしいかと存じます。

○日野委員 基本計画と長期見通し、これは大體林業基本法ができてから本當はすぐに立てられなければならなかつたものであります。ところが、これは四十一年になつて公表された。そして、四十八年三月七日に改定されて公表されていゝるわけですが、これは大體五十年を見通したものだといふふうに一応なつていゝるわけでありまして、けれども、これは国民が今後森林を経営したり林業を経営するに於いての指標といふべきか、そういうものになるきわめて重要なものだといふふうに私は理解をするのですが、いかがでしょう。

○須藤説明員 先ほど申し上げましたように、資源に関する基本計画といふのは長期の需給見通しに即して全国森林計画を立てる。全国森林計画に従ひまして、民有林につきましては地域森林計画、これがいま先生がおっしゃいました民有林のいわゆる施業計画の指標になるものでございまして、したがつて、これは相当重要性を持つておるわけでございますが、反面、国有林につきましては、全国計画から、現行の制度では経営基本計画、つまり国有林の全体の経営基本計画、それに従ひまして地域施業計画といふものを立てておるわけでございます。したがつて、国有林の場合はみづから計画を立て、みづから実施するわけでございますから、民有林の場合とはいふぶん違ひなわけでございます。民有林の場合には施業計画は個々が立てることになつておりまして、現在では

これが全部カバーできていないという状況下でございます。したがって、森林計画の段階でとまっておるということでございます。

○日野委員 国有林は国有林でやるんだ、それは結構なんですけれども、やはりかなり長期にわたってのきちんとした計画を立てて、そして長期にわたって山を維持し、生産を上げていく、こういう観点というのはあくまでも必要だったと思うのですが、どうもこの長期見通しの国内生産量なんかの数字を見ても、たとえば最初は、昭和五十年の輸入量の見通しが二千九百四十万立米という一応の見通しを立てている。ところが、昭和四十二年に、すでにもうこれを大幅に上回って三千万立米を超えるような輸入量が出ているんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○須藤説明員 大変恐縮でございますが、ただいま私どもが準備をいたしておりますのは四十八年に立てました基本計画であり、長期需給見通しでございます。いま先生の御指摘になりましたのはその前の旧計画だと思っておりますが、いまここに数字を持ってきておりませんので、後ほどチェックいたします。

○日野委員 どちらにしても輸入量は非常に見通しを上回った、それも非常に大幅に上回ってしまったというふうなことは言えるようですね。いかがですか。

○須藤説明員 確かに需要量が非常に見通しよりもふえたということがございますし、それから国内生産が計画どおりになっていないという両方の側面から、外材の輸入量がふえておるといことは言えると思っております。

○日野委員 国内生産量もなかなかふえなかったということなんですが、これは戦前戦後を通じての乱伐ということなんかはかなり大きく影響をしていると思うのですが、国内生産量を高めるという努力、これは造林をやっていくということと同時に、やはり森林資源を枯渇させないような方向で政策が進められなければならないというふうに私は思うわけなんです。どうでしょう、造林につ

いて、全国森林計画の中で昭和四十八年から六十二年までの人工造林の面積、これがどのような計画が立てられて、そして、どのような実施率であったか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○須藤説明員 ただいま御質問ございました四十八年以降の造林量でございますが、これは国有林、民有林を合わせた数字でございますけれども、計画量といたしましては年平均四十七万一千ヘクタールでございます。そのうち、実行いたしましたのは、実は四十八年から五十年までのものしかここにございせん。と申しますのは、五十一年にまた変更をしておりますので、この三カ年間の実行の実績でございますが、四十八年度は四十八万八千ヘクタール、つまり計画量に対して八七%、四十九年度は三十八万ヘクタール、計画量に対して八十一%、それから五十年年度が三十五万七千ヘクタール、計画量に対して七六%、三カ年間の平均が三十八万二千ヘクタールでございます。計画量に対して八十一%という数字でございます。

○日野委員 計画の達成率をいまずと伺ったわけですが、これは達成率が少し低過ぎるのじゃないかという感じがするんですが、いかがでしょう。

○須藤説明員 ただいま造林のお尋ねでございますので、伐採の方に触れなかったわけでございますが、伐採が行われて初めて造林が行われるわけでございますから、伐採の方のいまと同じようなことを申し上げますと、計画量に対して四十八年度が八五%、四十九年度が八一%、それから五十年年度が七五%でございます。伐採量のいまの達成率は八〇%でございます。したがって、この数字を見る限り、伐採がおくれたために造林も進まなかったということに相なるわけでございます。

○日野委員 その伐採がおくれたというのはどういう理由でしょう。

○須藤説明員 いま申し上げましたのは、民有

林、国有林を含めての数字でございます。したがって、いわゆる石油ショック以来の林業をめぐりますいろいろな悪条件、木材価格もございまして、外材の問題もございまして、いろいろな林業をめぐります条件の悪化に伴いまして伐採傾向が鈍ってきておるといことが言えると思うのでござい

○日野委員 造林は一応伐採をした跡に造林をする、こういう考え方である、そういうふうにするのはよくわかるんですが、ただ、伐採をした跡地に造林をしていくということなんですけれども、果たしてその伐採をした跡にきちんと造林がなされていくのかどうかということになると、私非常に疑問がないわけではないんです。たとえば、伐採をするにしても、伐採をし、そして集材をする、かなり大規模に機械化されて集材なんかやられていくようですね。そうすると、かなり跡地が荒廃してなかなか造林になじまないといひますか、造林しにくいというような現状があるのじゃないでしょうか。

○須藤説明員 ただいま先生の御指摘の点は、恐らく国有林におきまして大型機械を使った跡地のお話だと思っておりますが、私どもの現地の経験では、大型機械を使ったために跡地が荒れて造林ができな

○日野委員 たとえば、トラクター集材なんかやる、または全幹集材なんかやる。そうしますと、もうこれで地ごしらえが十分にできるのだからかという感じを抱くところがかなりあるわけなんです。たとえばトラクター集材をやる。そうしますと、そこから地ごしらえをやって、そうして、きちんと植林をしていくということにかなり

の支障があるというふうな実感を実は私持つのですが、いかがなものでしょう。

○秋山説明員 国有林につきまして御説明申し上げますと、国有林の事業実行につきましては、ただいま指導部長から御説明申し上げましたとおり、森林計画に基づきまして国有林部分につきま

して経営基本計画、さらには地区ごとに施業計画をつくっております。これをつくるに当たりましては、昭和四十八年以降でございますが、新しい施業方法というのを取り入れまして、たとえば亜高山地帯、北海道ですと六百メートル以上、内地ですと千メートル以上というようなところにつきましては、皆伐いたしますと更新が非常にむずかしい面がございまして、そういうところにつきましては択伐作業をやりますと天然下種更新をする。それから、それよりも海抜が低くて将来人工林にして生産力を上げるところにつきましては、小面積の区画皆伐というようにございまして、跡地を造林するということでございます。その場合にも岩石地のようなところは除地として外しまして、普通の林地につきましては計画どおり

○日野委員 どちらにしても森林計画に対する実績といえますと、必ずしも実績は計画どおりにはいつていない。この森林計画というのは五年ごとにつくり変えていくということ、ことしの四月にもまた新たなものを作成しているようでありすが、この新たな計画の策定に当たって、十分に森林計画が達成されなかった、これのどういふ点に問題点があったかという点をどのように考えておられますか。

○須藤説明員 先ほど来から私申し上げておりましたのは、民有林、国有林を含めての数字を申し上げておたわけでございます。特に民有林、国有林を分けまして、民有林の達成率が非常に低いというところに非常に問題がございまして、そこで、今回もいろいろ御議論いただいておりますが、四十八年に立てました資源に関する基本計画並びに林産物の長期需給見通しと、それからつくります全国計画と実行との間に相当乖離が出ているんじゃないかというお話がございまして、そこで、私どもといたしましても、現在の持つております基本計画並びに見通しは、昭和四十八年でございまして、ちよろまだわが国としては高度成長時代の経済環境下でつくった基本計画であ

○日野委員　ヘクター当たりそれくらいの人員では足りないというのが私の率直な感想です。現在、妻籠のヘクター当たりの保育にかけている人員を見ますと、年度によって違いはありますが、大体二人から多くて三人というのが実情では

ありませんか。

○秋山説明員 いま藁の例が出ましたので申し上げますが、平均いたしまして、下刈りにつきましては四・二人、それから除伐につきましては八・二人でございます。したがって、これは地域の民有林等とはほぼ同じ程度の投入量だと思っております。

なお、下刈りでございますが、これは植えつけた後何回かするわけでございますけれども、杉につきましては、下刈りの回数は、大体七回ぐらいはいたします。それから、除伐につきましては、下刈りが大体七年ごろで終わりますので、九年ないし十五年の間に三回ほど実施するということがいたしております。

○日野委員 それだけ人数をかけてあなたが十分だと言うわりには非常に不良である。私は現実にご目で見ても不良であると思っております。まあ明治神宮は金があるのかどうかは知りませんが、隣の明治神宮の山なんというのは、これは非常に美林になるなと思います。片っ方はクマザサに覆われた、何とも言いようのない、本場に粗雑な不良な山だと思えます。そういう現状をもっとシビアにあらわにすることが必要だと私は思っています。

それから、今度は治山の面についても若干伺っておきたいと思うのですが、現在、大規模皆伐なんかをやりますと山が非常に荒れますし、治山上もかなりの問題点が出てくるように私思うのです。結局、国土の保全ということから言いますと、これは大変な問題だというふうに私は思います。もちろん、国土というのは国の存立の基礎でありますから、国土を守るといふことは、これは何といたしても森林の大きな機能の一つとされておりますが、治山については治山事業五カ年計画を立てておられるようです。第一次五カ年計画から、現在は第五次五カ年計画まで進んできているわけですが、国有林におけるこの五カ年計画の進捗状況は何%ぐらいになっているものでしょうか。

○秋山説明員 第四次の治山五カ年計画は、これ

は四十七年から五十一年度までの五カ年につきまして作成したものでありますが、その中におきまして、国有林の部分について申し上げますと、五カ年間で一千二百億円でございます。これに對しまして実績は八百六十七億円でございます。七二%の進捗状況になっております。

○日野委員 この治山事業の五カ年計画ですが、昭和三十五年から三十九年までの第一次五カ年計画は二二・五%、それから第二次は五・六%、第三次は六・七%というふうなうづとくおられてきているように数字の上からは見えますが、いかがでしょうか。この数字は間違っておりませんか。それから、このようにおられておられる原因はどういうところにありますか。

○秋山説明員 四十八年度までは計画どおりに実施されたわけでありまして、その後、御案内の石油危機の突発に備えまして総需要の抑制等を受けまして、後半におきまして計画よりも落ちておる実態でございます。

○日野委員 第五次五カ年計画が現在進行中でありますが、これのことしまでの進捗の状況ですね。

「山崎(平)委員長代理退席、委員長着席」
予算がどのくらいについて、どの程度の率になっておりますか。

○須藤説明員 第五次治山五カ年計画の総額につきましては一兆三百億円でございます。五十二年の実績が千五百九十五億、それから五十三年度の現在の予算でございますが、千七百六十四億、合計で三千三百五十九億でございます。五十三年度の進捗率は二八・七%でございます。

○日野委員 この治山事業ではダムをつくるというのと、それから、いろいろな木を植えるというふうな事業と二通りあるわけですが、どうも砂防ダムをつくるということに事業の主力が置かれ過ぎているように思いますが、堰堤づくりというのは、その堰堤が満杯になってしまえばそれでもう役に立たなくなってしまうということなんで、堰堤はかなり満杯になっていて、むしろこれはきちんと木を植えていくんだ、山をきちんと緑にして

いつてそこで緑のダムづくりをするんだ、こういうふうなむしろ主眼を置かなければイタチごっこを繰り返すような感じになるんじゃないかと思えますが、どのようにお考えになっておられますか。

○須藤説明員 治山事業はダムをつくるということが目的ではございませんで、おっしゃるとおり、ダムというのはやはり山脚を固定する、安定させるための一つの手段でございます。あくまでも山腹の復旧、植林をし、山腹を復旧していくということが治山事業の本旨でございますので、そういう方向で実行しております。

それから、大変恐縮でございますが、先ほど先生の御質問の中で、業務部長から答弁をしておりますので、私から御答弁申し上げますが、第一次治山五カ年計画の達成率が一八・八%、第二次治山五カ年計画の達成率が五・七%、第三次が六・九%、第四次が八・七%でございます。ただし、この第二次治山五カ年計画につきましては、四十年から四十二年の三年間の進捗率でございます。第三次につきましましては、四十三年から四十六年の四年間の進捗率でございます。

○日野委員 この治山などというのは非常にじみじみした仕事ではありますけれども、これをきちんとやらないと、山が荒れることによってダイレクトにその山の周辺に住んでいる国民に迷惑がかかるというふうな事態が起きると思っております。この点については決してゆるがせにはできないことではなからうかというふうに思っているのではありません。

ここで、藁管林署管内の話が出ましたので、私ちょっとこの藁管の問題についていろいろ伺っておきたいと思うのですが、昭和三十六年に南木曾町が誕生しているわけなんです。その後十五年間に十二回に及ぶ大災害が発生しているわけですね。そして、四十年以降十一年間では七回という非常に多くの災害が発生しているわけなんです。そして、それと呼応するかのようには木曾谷における伐採がほとんど進行して、木曾谷の山

が非常に荒れているという現状が指摘できるのではないかと思えますが、この南木曾町を襲った水害、これと山が荒れたということとの関連、これは林野庁としてもお認めになっておられますか。

○秋山説明員 御案内の藁管林署管内の山地崩壊でございますが、先ほど申し上げたと触れましたが、昭和三十四年に伊勢湾台風をまともに受けまして、著しい風倒木が生じたわけでありまして、それから、その後相次ぎまして台風あるいは梅雨前線によりまして集中豪雨など、非常に異常な降雨に見舞われまして、風倒木の根倒れと申しますが、根元から倒れるような状況でございますが、それが起きまして、跡地がやはり崩壊の根源になるような、そういう崩壊地が御案内のとおり発生したわけでございまして、林野庁といたしましては、それ以来、三十五年から五十二年まででございますが、約十四億六千万円の治山事業をいたしまして、その積極的な復旧に努めてきたところであります。

それに関連します今度伐採量の関係でございますが、ただいま申し上げました台風等によりまして、風倒木が異常に発生しまして、三十四年から四十一年にわたる間に、被害木が約二十三万立方メートル出ております。それからさらに、昭和三十年代におきまして、国民経済の発展に伴いまして、木材需要の増大に即応するために、天然林におきましてそれを供給、さらに跡地を生産力の高い人工林に振り向けるということ、伐採をしてまいりまして、その分を合わせますと四十四万立方メートルをその間に伐採をしております。

○日野委員 大災害の原因は、天災的な要因も確かにあったであろうが、やはり切り過ぎで荒れたというところもこれは認めざるを得ないのじやなからうかというふうに思うのです。私の方で調べた資料によりますと、昭和三十五年から四十年までの間では、成長量に対して六二・九%から九四・五%という、本当に成長量を大幅というよりは超大幅に上回る伐倒をやっているようでありまして、これは長野林局の平均である二七・九%から

四一七〇という過伐、これもかなりの過伐でありますけれども、それを上回る伐採をやっている。これは間違いありません。

○秋山説明員 たいだいま申し上げましたとおり、その間に四十四万立方メートルの総収獲量がございしますが、先ほど触れましたように、風倒木が相当あるわけでありまして、経常の収獲量は二十五万立方メートルでございまして、これは成長量の約二倍弱でございします。御案内のとおり、この地域は、樹齢が三百年近い天然林でございしますので、成長量は低いわけでございます。私どももいたしましては、将来の森林資源をより増大するために、人工林に切りかえるというふうなことで対処してまいったわけでありします。

なお、四十八年以降は、先ほどちょっと触れましたとおり、新しい施業方法、特に森林の持つべき公益的な機能に特に重点を置きまして森林の取り扱いに変わっておりますので、現在におきましては、その後の人工林の成長量の増加も寄与いたしまして、大休南木曾地区におきましては収獲量と成長量は均衡しておる状態にございします。

○日野委員 私、三十五年から四十年までの間、これは非常にえらい乱伐だというふうに思う期間、それについて伺ったわけなんです、それでは、人工造林、これは伐採面積に対する割合、これは何%を人工造林しておりますか。

○秋山説明員 昭和三十六年度以降五十一年度までに伐採した面積は、皆伐が、先ほど申し上げましたとおり一千六十ヘクタール、それから択伐、これは抜き切りでございしますが、択伐をいたしました面積が二百四十ヘクタール、それから間伐としまして、被害木が発生いたしましてそれを抜き切りいたしました面積が千四百ヘクタールでございます。したがって、私どもの人工造林は皆伐箇所を対象としていたしております。その面積が九百五十ヘクタールでございまして、残りの部分は、これは林道敷その他新植の必要のない箇所でございますので、私どもとしては伐採した跡地は現地の立地条件に合わせて更新をしてお

るというふうに理解をしております。

○日野委員 いまのお答えを伺いますと、成長量に対しては二倍程度しか切っていないんだというお話でありまして、それから造林も一千六十ヘクタールに対して九百五十やっておるというようなお話なんです、これは大分私の手元にある資料とは違ふんですが、まああなたが答えになつた資料は何に基きましてしたか。

○秋山説明員 長野営林局で計画策定いたしております地域の施業計画書に基づいております。

○日野委員 施業計画書の中、これは一応表になつておると思うのですが、何という表題がついておりますか。

○秋山説明員 木曾谷地域施業計画区に對してつくつております施業計画でございます。

○日野委員 それは後で資料としてお出しただけでしようか。資料の提出をお願いしたいと思ひますが、私の方の手元にある資料によりまして、これは「特別会計に占める木曾谷の収支差益」と題する一覽表であります、それによりまして、木曾谷では成長量に対する伐採超過率が昭和三十六年六七%、昭和三十七年七六%、昭和三十八年九〇%、三十九年九四%、四十年七二%、四十一年六五%となつておるわけなんです。以下漸減を示すわけでありまして、どうもこれは私の方で持つてゐる資料と林野庁が持つてゐる資料とでは数字のとり方が大分違ふ。ここからかなりの現状認識の差異が出てくるし、当然将来の展望の差異が出てくるであらうと思ひます。私は、特別措置法をつくるについても、現状を甘い認識で特別措置をやつたのではこれは何にもならぬと思ひます。現状を厳しく見詰めた上での将来を展望しての特別措置でなければ何にもならないと思ひますので、資料を提出していただきまして、それから十分検討させていただきたいと思ひます。

それから妻籠営林署に参りますと、先ほど造林の話が出ましたけれども、造林のみならず、治山の全体計画、これが私非常に遺憾に思つたんです

が、妻籠営林署に行つて、全体計画あるのか、どの程度の規模でやつておるのかというふうに聞きましたら、いや、そんなものはありませんよと、ぶつかりばうにお答えになる方がおられた。後で聞いてみましたら、長野営林局の総務部長さんで、何かその方だったようでありまして、私もずっと妻籠をながめてみまして、これは大変なものであるというふうに思ひました。

（委員長退席、山崎（平）委員長代理着席）

やはり大変な山の荒れぐあいでありまして。

私、いまここに「木曾谷地域施業計画区妻籠事業区事業図」というのを持つてゐるのです。これは林野庁にもありますので、山崩れが起きていたところ、それが赤く塗つてあるのですが、まさに全圖真つ赤である。全山真つ赤であると言つても過言でないくらい真つ赤になつてゐる地域がいろいろございします。非常に山が荒れてゐるという状況はお認めになりますか。そして、そういう状況は妻籠に特殊なものなのか、それとも全圖にこういう地域はかなりあるのか、そこをひとつ認識を伺つておきたいのですが。

○秋山説明員 御案内の南木曾町一帯は花崗岩の深層風化の地帯でございまして、地質的には非常に脆弱でございします。しかも、雨が非常に多うございまして、傾斜も急であるというふうなことで、過去におきまして、先生からお話ございしましたように、災害が何回か出ておることは、私どもも実態として認めております。

○日野委員 いまおっしゃつた意味、よくわかりました。これは結局花崗岩が非常に風化してゐて、走りやすい地盤だということもよくわかるんです。しかし、それではいまだ行つてゐる施策の説明にはならぬということですね。それが非常に崩れやすい山だ、だから仕方がないというのか。その崩れやすさに果敢にいどんで山をとめていく、治山をやつていく、そういう覚悟があるのかどうか、その気魄が現在の林野庁にあるのかどうか、それを伺ひましよう。

○秋山説明員 私どもは、御案内のとおり、三十六年から鋭意治山事業をこの地域に実施してきておるわけでありまして、今般作成いたしました第五次治山事業五カ年計画におきまして、この妻籠署管内におきまして崩壊地が出ております中から特に民生安定上緊急を要するものを優先いたしまして約十一億六千万円程度の事業を計画をしておりますところでありまして。

○日野委員 それは十一億五千四百何万がしという額になりますね。十一億六千万程度のものというお話だったんですが、それになるんだらうと思ひますが、実はこれは、私はいまでも非常に不可解なんです、私たちがこの調査に行つたときに営林署にも立ち寄らせていただきまして、そこで妻籠の管内の治山全体計画というものがあつたかといふことを聞いてみたら、そんなものはありません、こういう答えだったんですが、これは答えられた方がこつちの質問を誤解されたのか、それとも何か隠されたのか、それはわかりませんが、そうすると、治山全体計画として十一億五千四百何万ほどの額を計上した全体計画ができておる、これは確認してよろしうございしますね。

○秋山説明員 たいだいま申し上げましたのは、第五次の治山事業五カ年計画におきまして計画を予定してゐる金額でございします。

○日野委員 四十七年から五十一年の実績は、年平均どれくらいになってゐますか。

○秋山説明員 四十七年におきましては、妻籠で一億二千三百万円、それから四十八年一億三千九百万円、四十九年一億九百万円、五十年一億六千五百万円、五十二年一億五千五百万円、五十二年二億五百万円でございします。

○日野委員 これを年平均に直してみますと、大体一億四千万程度になるわけですね。そうすると、これはこの五カ年計画のさつきお示しいただいた十一億五千四百何万ほどの予算をとつて五カ年計画を進めるわけなんです、これは毎年毎年かかる費用が増大していく。つまり、物価の値上

がりやら人件費の値上がりやら、それから崩落地がふえていくという現状からしますと、いまお示しをいただいた四十七年から五十一年度までの金の使いぐあいですと、現状を直していくだけでもかなりの年数がかかるのではないかと、思うのですが、いかがでしょうか。

○秋山説明員 今度の五カ年計画におきましては、ただいま申し上げましたとおり、年間二億円を超える事業量で実施してまいりたい、かように考えておるところでございます。したがって、いま、今後さらにそれ以外の部分につきましては優先度、緊急性を考えながら実施してまいりたいと考えております。

○日野委員 私山に入ってそっちこっち見せていただきたいと思ったのですが、そこは危ないから行かないでくれというように、菅林署の方方にとめられたりしたのでありますが、非常に崩落地が多い。しかも、現状は、空から石が降ってくる、そういう危険があるという状況が見受けられまして、治山のためにはかなり緊急性があるというふうに私、実感をいたしました。特に砂防堰堤なんかは、どの堰堤もどの堰堤もみなすっかり土砂で埋まっておるといふ現状ですね。こういう現状については、これは林野庁は認識しておられますか。

○秋山説明員 私ども、先ほど触れましたように、この木曾谷の南部は地質的にもそれから気象的にもいろいろと災害の出やすい状態になっておることは十分認識しております。

そこで、この地域に合った最善工法はどういう方法がいいかという点で、実は五十二年、五十二年、二カ年かけまして工法の技術的な改善プラン、御案内の俗称南木曾プランというふうに呼んでおりますが、これはこの地域に最も適当した工法の技術的な改善プランを立てようという点で、調査機関に研究を依頼いたしました。これは大学、試験所関係の先生方が中心でございますが、その結果に基づきまして今後南木曾地域に最も適した工法の確立をまいりたい。低い

ダムを幾つかつくる低ダム群のシステムがこの地域に合った工法ではないかというふうな先生方の回答もいただいておりますので、これまでの工事成果、あるいは治山施行上の問題点を十分踏まえまして今後実施してまいりたい、かように考えておるところであります。

○日野委員 私は、こういう現状を認識して、いますかというの、ダムがかなりいっしょになつておる。この次にもし水害が来て大量の土砂が来たら、とても支え切れるものでも何でもない。ダムなんというのは役に立たぬ現状だと思ふのです。そういう現状の認識はありますか。

南木曾プランのことはまた後で伺います。

○秋山説明員 あの地域は、先ほど申し上げましたとおり、花崗岩の深層風化の地域でございますので、それにやはり見合った形の工法をとるといふことが最も重要と思っております。過去におきましては、そういう考え方で実施してまいりましたけれども、さらに工夫を加えてやってまいりたいと思っております。

○日野委員 私が見た範囲では、もし水害でも起きて、せつかく中山道の復旧ということでは、それは観光地としても非常に努力をしておるのですが、ひょっとしてあそこいらにどつと土砂が押し寄せるというふうなことにでもなれば、場合によつてはこれは国の工作物の設置保存に対する瑕疵などという点でその不法行為責任を追究されるような事態すら避けられないのではないかと、いうふうに実は私は思つてまいりましたので、そういう意味では、国のために、それから住民のためにもあそこ治山事業というものは最優先で手間暇を惜しまずに、金も惜しまずにやらなければならぬだろうというふうに私実感をしておりますので、ここでそのことは申し上げておきたいと思ひます。

さつきさつかく南木曾プランの話が出ました。南木曾プランについてもかなり作業も進捗しているでありますが、それが公表できる段階にあるのかどうか、公表できないとすればなぜ公表できないのか、もし公表できるとすれば、骨格、この場で少しお示しただけでいいか。

○秋山説明員 現在その調査結果を踏まえまして検討中でございますので、まだ公表できる段階まで至っておりません。

○日野委員 特に南木曾町の住民は、この南木曾プランなるものはどのように進められるのかという点について非常に心配をされている。町長さん、それから町議会、これらも思ひは南木曾プランの内容、これをできるだけ提示してもらいたいということは非常に強い願望であるようにあります。特に、私いま申し上げましたように、住民の不安も非常によくわかるのです。国がどういう施策を講じようとしているのかという点は、単に結果だけを示すのではなくて、そのプロセスをも示していくことが、住民の納得という点から言へば非常に重要なことだと思いますので、いまだ公表の段階ではないというふうにお答えいただいたわけですが、公表できないとすればどういうところに問題点があるのかということだけでも結構です。からお示しただけでいいか。

○秋山説明員 問題点というものを、報告に基づきまして今後の進め方の検討をしている段階でございますので、しばらく時間がかかると思ひますが、ただいま先生御指摘のとおり、地域の皆さん方もこれには関心を持っておられますので、その南木曾プランができましたら十分説明をしたと考へております。

○日野委員 南木曾プランについて伺つたのですが、その結果によつていろいろ左右される点があるのかもしれないけれども、要するに、全面復旧にかかると、これはどの程度というふうな試算しておられますか。

○秋山説明員 これは正式に決めたものではございませんが、内部資料といたしましては長野営林局で治山計画を立てるために調査したものによりまして、百億円を超える計画になっておるようでありま

○日野委員 先ほど治山の五カ年計画に基づく支出を伺いましたけれども、それによりまして、これから妻籠管内の荒れた山を直していくには百年からかかるということになりますね。私は余り古いことはわかりませんが、あの辺はいわゆるうっそうたる木曾の美林であつたはずですね。しかし、もういまやかつての木曾の美林をもつて覆われた木曾谷の面影もないというのが現状であつて、それを復旧していくためにはこれ百年近くかかるといふようなことでは、これはもう各観点からなると、多岐からいろいろながめてみてゆゆしい問題であるというふうに思ひますので、この点についてはこれから林野庁としても積極的に取り組んでいく、農林省としても積極的に取り組んでいくということがないと、これは大変なことだろうというふうに私思ひます。が、どうですか、次官。

○今井政府委員 いままでの質疑応答を拝聴いたしておりましたが、妻籠のお話がまた出ましたが、同様なことは多分、地形の急峻なところで日本全国至るところにあるかと思ひます。そういう意味からも、この治山事業というものの予算を飛躍的に伸ばすような、そういう施策を政府としてもぜひ講じなければならぬと思ひます。どちらかといひますと、治山、砂防というものは最近でこそ非常にやかましく言われ始めましたが、これはごく最近のことでございます。今後とも私ももしつかり腹を据えてがんばりたいと思ひますので、ひとつ先生方のなお一層のたいなる御支援を賜りたいと思ひます。

○日野委員 私は妻籠の山を歩いてみて、その治山、特に山を富ませる植生を植えていくという過程でこれは問題ではなからうかなというふうな思つたことがございます。あそこではどうもPNC板工法というのを使つておるようですね。PNC板といふと、従来の丸太積みというふうな方法とはまるっきり違つた、原理的にもかなり違つた方法を採用しているようなのであります。このPNC板の工法について林野庁としてどのように考へているのか、また、長野営林局でこ

のようなものを使うことについての林野庁としての考え方、これを教えてください。

○秋山説明員 PNC板工法の利点でございますが、これは組み立ての施工が容易でございますし、緊急対応ができる特徴がございます。それから、排水が非常に容易でございますし、かつまた耐久性、強度もすぐれておると考えております。それから、ソリッドコンクリートの併用等で階段施工をまいりますと、高さが調整できますので土留めの効果が大きいというふうに考えております。

そういうふうな考え方に基づきましてここでは実施しているわけですが、このPNC板の工法につきましては、御案内のとおり、昭和三十一年代の前年から国有林、民有林に導入されておりました、現在では一般に普及定着しておる工法というふうに考えております。

○日野委員 実績は大部分上がっているということでしょうか。

○秋山説明員 上がっておりまして、これは、あそこは御案内のとおり、ほとんど深層風化のさらさらした土壌でございます、それがなくなりまして岩盤になりますから、下から土壌を運んでその間に土壌をとめるというふうな工法を使っておるといふ実態から見ますと、適しているというふうに考えております。

○日野委員 私が行って現地を調査してみますと、どうも現場の人たちは、これがそんなに効果があるとは思えないということを率直に言っておりますね。むしろ、従来の丸太積みのような工法をとった方が失敗はない、こう言っておるのですよ。これはどうも私、治山事業にしても造林事業にしてもずっと言えることですが、できるだけ金をかけない、人をかけない、採算性ということにだけ目が行って、そのことが従来の人手をかけたやり方というものを一概に退けているような感じがしてならないのですが、そういうことはございませんか。

○秋山説明員 現地の実態に即して私どもも対応しておる考えでございますし、単価につきましてもこの工法の方が高い実情でございます。

○日野委員 今度の特別措置法案の第二条の二項の改善計画に関連するのだと思うのですが、どうもこれだけ問題点が多いと思われる養管林署、これが廃止されそうだという事なんですが、この点はいかがでしょうか。

○石川政府委員 営林署の統廃合問題につきましては、内地の九営林局につきまして各一署ずつを統廃合するという事を予定をいたしております。この点につきましては、現在部内で、どのような営林署についてそういうことをすることが最も適切かどうか、それから、地元にもいろいろ関係があるわけでございますし、それから、その後におけるその地域における国有林野事業のみならず他の林業等に与える影響等もございまして、鋭意検討いたしておりますが、現段階では決定をいたしておりません。

○日野委員 養管林署に治山事業所がございすね。この治山事業所というのは、養管林署の管内の山に関する限り、治山に関する業務が非常に重要である。であるから、治山事業所はもう絶対に廃止してはならないものであるし、養管林署の管内の治山事業に非常に強い関心を注ぐという観点からも、やはり養管林署というものは廃止すべきではないし、むしろこれから治山事業を一層進めていくためには署の内容を強化するといふようなことこそ必要ではないかというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

○石川政府委員 私ども、この種の営林署あるいはこういう事業所の統廃合問題あるいは新設というふうなことも含めまして組織のあり方を考えます場合に、仕事を適切にやり、かつ管理部門が合理的に運営できるようにということを考えてやるわけでございます。

いま先生、養管という地区での御指摘でございますが、そういう重要な事業をやり出す場合に、その拠点となりますような事業所を廃止するとい

うことでございしますれば、事業の円滑な遂行が不可能でございます。したがって、あくまで事業といふことを頭に置きまして、また間接管理部門等につきましてはそれが合理的に管理できるという点に趣意を事考を考えておるもので、そういう点で御理解をいただきたいと思ひます。

○日野委員 私はいま養管の例をたまたまとったわけなんです、どうなんでしょうか、林野庁の基本的な考え方を伺いたしたのでありますが、いわゆる林業というものは、これは森林を保持していく、そして、さらに再生産していくということ、これは、本来これは人手がかかるのじゃないですか。そして、熟練度もかなり必要なんじゃないでしょうか。どういうふうにお考えになっておりますか。

○秋山説明員 林業技術につきましては、特に戦後大分普及してまいりまして、国有林、民有林ともども林業技術は進歩しておりますが、私ども森林をつくるに当たりましてはそういう林業技術を踏まえて実施してまいりたいと考えております。

○日野委員 やはりこれは何の仕事でも同じですが、長い間一つの仕事に携わってきた人の知恵とか技術というものは、これはやはり軽々に考えるべきものではない、やはり重視すべき、尊重すべきものであるというふうに私思うのですが、どうも午前中の野坂議員の質問の中で、どなたがお答えになったのでしょうか、積極的に高年齢者の方には退職を勧奨していくのだ、新しい人はできるだけ採用はしないのだというふうな方針を述べられたようですが、いま私いろいろ挙げた治山にしても造林にしても、そういうったむしろ古い人たちの技術というものを高く評価していくという方向とは逆なような感じを強く受けてならないのです、いかがでしょうか。

○石川政府委員 要員管理の問題でございします、二つございまして、一つは、現場において作業していただいている方々の問題でございします。こういう方々につきましても、一つは、御承知のように、大要肉体的かつ特殊な条件でやる労働で

ございしますので、ある程度以上の高年齢者につきましてはやはり作業の安全その他の問題がございします。私ども決してそういう具体的な熟練労働というものを軽視するわけではございませんで、むしろそういう方々の熟練労働を必要とするわけではございますが、ある程度以上の高年齢になりますと作業の安全性その他作業の効率という問題もございしますので、高年齢者につきまして退職を促進いたしまして新しい労働力と転換していくということは必要かと思ひます。

それからもう一点は、定員内のいわゆる管理部門の要員でございしますが、これにつきましては、業務量が拡大しました段階でかなりの間接管理部門を持つております。前もって御説明いたしておりますようなかなり国有林の伐採、造林その他の事業規模が縮減をします過程におきまして、いわゆる間接管理部門が比較的縮減をするスピードが伴っておりませんで、相対的な肥大化というような事情がございします。そうかと申しまして、これを強制的な退職手法というふうなものをとるわけにはまいりませんので、いわゆる高年齢者、公務員といったしましても比較的高い年齢の方方も現在おられましたものですから、御承知のように、昨年暮れに労働組合の理解を得まして高年齢者の退職制度をつくったわけでございます。

そういう意味で、高年齢者の退職をお願いいたしますとともに、管理部門の相対的肥大化が軽減されまます間は新規採用につきまして若干の制限をせざるを得ないのではないかと。そういう意味で、適正な管理規模になりまして国有林野事業が円滑にできるような体制づくりをしていきたいという意味で申し上げたわけでございます、決してそういう熟練した方々の能力とか、そういうものを軽視するのではなくて、むしろそういう方々の御努力というものが十分国有林野経営に組み込んでいきたいと考えておるわけでございます。

○日野委員 ちょっと質問を変えます。私、先ほどから治山と造林の問題をいろいろ取り上げてきたのですが、いわゆる直営直用という

のは森林を育てる、再生産していく関係では非常に重要なことではないだろうかと思うのであります。請負と直営直用でやっているところとのいろいろな利害得失、これはもう理屈の上からいろいろ言えるであろうと私は思います。しかし、請負でやったところというのはどうしても無責任になるといいますか、しかも、一貫してずっと請負でやっているということであればまた別ですけれども、特に森林の作業なんというのは植林を請負でやる、また保育を請負でやる、伐採を請負でやるということになりますと、最終的な効果というものが、どこかの段階で手抜きがあったとか、どこかの仕事が無責任であったとかいうことがはつきりと認識できない、こういう問題点があると思うのですが、いかがでしょう。

○今井政府委員 この問題については、やはり山を守る、山を育てるといふ基本的な考え方がまずしっかりいたすことが大事でございまして、それをどう具現するかということであらうと思います。ただ、治山事業あるいは植林事業等をいたします個所というのは一般に農山村でございまして、やはり国の事業というよりもは大事な就業の場でございますから、そういった地域的なことも考へて、たゞいま直用もやり、あるいは請負もやるというふうなことでやっておるわけでございます。

ただ、おっしゃいますように、直用だから万全で請負だからいけないということであつてはいけなないわけでありまして、先生御案内のように、治山と並んで重要な治水事業というのものがつて二十年ほど前には直営直用をやっておりました。しかしながら、もろもろの事情からほとんど請負に切りかえておりますことは御存じのとおりでありまして、だからといって粗漏な工事が非常に行われているということでもございせんので、要はそれに従事される方々の心構え、基本的な問題もこれであらうと思います。特にまた、その問題につきましましては審議会でも十分御議論を賜りまして、やはり現在やっておるような直用の方式と請負の方

式とをその場所その場所でもコンバインしてやることとがよろうじやないかという御答申を賜つておりますので、そのような方針を踏襲してまいりたい、このように考へております。

○日野委員 やはり山を育てていく、森林を育てていくということには、森林に対する愛情といひますか、愛情がなければこれはとてもやっていくものではない。そろばん勘定だけでやっていくというところに、造林をやつて保育の手を抜いたり、成長率を大幅に上回るような伐採をやつたりということが出てくるのではなからうかというふうに私は思ふのです。山に対する愛情ということになると、一貫してやっていくのだという、一貫して植林からずっと責任を持って、愛情を持ってやっていくのだという体制の方が私はベターだと思ふのですが、どんなものでしょうか。

たとえば、立木なんかを山で処分しますね。そうすると、業者がそこで売つてしまへば、業者がそれを運び出すために、これからの植林をどうするかなんということを考へずに、地ごしらえをどうしていくかというふうなことを考へずに、できるだけ安く上げるような方法でどんどん木を引つ張り出すというふうなことが現実に行き起きているのではないでしようか。そういうふうに山というのは非常に複雑な、何といひますか、サイクルで作業が行われ、その一つ一つについて非常に愛情を持ってやらなければいけないというふうに思ひますが、いかがなものでしょう。

○今井政府委員 お言葉でございしますが、直営でありましても請負でありまして、作業をいたします方々の山を愛する気持ちというものは同じであらうと思ふのです。したがつて、先生おっしゃいますように、粗雑な工事をやる云々というのは、やはりそれを管理監督する立場の人たちがきちつとその職分をわきまえて、そのことを厳格にしたらうというふうな作業の規律というのが私は大変大事なことであらうと思ひます。現実には働いてくださる方が直用でなければならぬとか請負でなければならぬというふうに、私も

はそうかたくなに考へておりません。やはり非常に少ない就労の機会に皆さんに与えなければならぬと考へ、そういうことで進んでまいりたいと思ひております。

○日野委員 この特別措置法案を読んでみて非常に率直な印象は、現在の山の状況、これをきちんと踏まえて、山は荒れていくという状況です。そして公益的な見地からこの山を保持していこう、そしてきちんと再生産をしていこうというふうな観点よりも、むしろこれは現金の問題だ、この大幅な赤字、これの問題なんだというふうに実は私は読めてならないのであります。第二條にも「国有林野事業の収支の均衡を回復する等」といふこともここにそういうふう書いてあるのですが、この改善計画を定めるに当たつて、私は何よりも留意しなければならぬことは、金がかかるということばかり念頭にあつて、国民の非常に重要な財産であり、国土保全のための非常に貴重な自然である山を荒らさない、山をきちんと守り育てていくという、そういう観点が抜けていた、これは大変なことだというふうに思ふのです。が、どうも現金のことと思へて何ともやり切れない思いでこの法案をながめておるのですが、これについて政務次官、どのように考へておられますか。

○今井政府委員 これは基本的な物の考え方でございます。私どもは、国有林というのは国民の貴重な財産でございまして、これを管理すること、それからまた生産をすること、また、それに公益的な機能を持たせること、これは国民のためにしなければならぬと思ひます。したがつて、それに対して十全な計画をつくり、これを遂行することは当然でございしますが、一方、考へてみますと、国民に最も小さな御負担で最大の効果を上げなければならないことは公務員としてやはり当然考へなければならぬことでございます。したがつて、いまして、そういう経済的な面、それから公益的な面、それを両方勘案しながらその計画をつくつていくというのが基本でなければならぬと思ひます。

す。

○日野委員 昭和五十二年の十一月二十五日に出された五二林野第一九二号という林野庁長官から全林野労働組合中央執行委員長伊藤嘉太郎あての「国有林野事業特別整備計画(長期合理化計画)」に対する総合要求書(回答)というものがございします。その(3)に「直用は、請負等の事業実行形態の選択の問題については、今後の経営改善の進展に照らし、現実実態に即し対処していく考へであるが、厳しい財政事情の下で、国の財政的援助を仰ぐ必要がある今日において、各種事業の合理的運営を真剣に追求する必要がある」と、こう書いてあるわけですね。そして「非能率な直用事業をそのまま維持していくことについては、国民的合意を得ることは困難である」と考へる。こう書いてあるのはどういうことですか。

○秋山説明員 企業的な能率性の尺度と申しまして、私ども事業を実行する場合には、たとえば収支係数とか費用係数とかいろいろな尺度を持っておるわけでありまして、製品生産事業におきまして生産する材料に対してコストがどのくらいかかっているのか、それから一応標準的な費用に対してどのくらいかかっているのかというふうな、そういう係数を企業的な能率性の尺度としていろいろ当てはめまして、できるだけ効率的な作業をさせるようにしてあるわけでありまして、この能率性の尺度におきまして、この直用事業が請負事業等に比しまして相当程度低い実態に着目しましてこれを述べたわけでありまして、このことは昨年度会計検査院からもその御指摘をいただいております。

○日野委員 それは金がかかるより金がかからないにこしたことはないわけでありまして、けれども、たとえば、金がかかっても、採算がとれなくてもやらなければならない業務というのがあるわけですね。ところが、できるだけ安く上げようという努力をすることは結構なんです。安く上げようとするために、山という生き物を殺してしまつた

これは何にもならぬ、こういうふうに思いますが。こういう問題を考えるときに企業採算ベースで考えることには問題があるというふうに私は思うのですが、そうはお考えになりませんか。

○秋山説明員 国有林野事業も企業でございますので、事業を実施するに当たりましては、やはり企業的に能率的な事業を進めるということを基本の一つにしなければならぬと考えております。

○日野委員 今度の特別措置法案の中でも一般会計からの繰り入れというようなことも考えておられるようなんですが、これは国の財産である、国民的な財産である。そして、特に工業国日本にとっては、いろいろ環境上の問題、また水を供給する問題、食糧を供給する問題、こういった問題から、国有林というのは非常に重大な使命を帯びていると思ひますので、この点についてはむしろ積極的に一般会計からもどんどん繰り入れる。どんなと言つても、それはそう思うようにいかないことは私も十分わかつておりますけれども、かなり大胆に一般財源を導入していくという方向で、山を愛しながら山を育てていくということを考えないと、この特別措置法は立脚する理念を明確に書いていないだけに、どの方向に向けて走り出すのか、非常に私はその点について危惧があると思ひます。

そういった危惧を私は表明いたしましたして、どうも時間が過ぎたようでありますから、これで私の質問を終わりたいと思ひます。

○山崎(平)委員長代理 次回は、明十日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十二分散会

農林水産委員会議録第三号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
三	一	三	牧村	島牧村
四	一	二	○芳賀委員	○芳賀議員
七	二	六	口締疫	口蹄疫
七	三	五	国芸局長	園芸局長
二	三	三	それから	それら
三	二	一	偽装	擬装
完	四	末	組合員の	組合員に
三	末	九	規定	規程

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十一号 昭和五十三年五月九日

昭和五十三年五月十八日印刷

昭和五十三年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局